明治二十七年四月

〔明治廿五年四月七日內務省許可〕

大日本蠶絲會報

第貳拾貳號

大日本蠶絲會

大日本蠶絲會報第貳拾貳號目次

● 論說

◎蠶絲家の精神　大日本蠶絲會名譽會員　速水堅曹

◎新年に際する養蠶家の注意　大日本蠶絲會贊成會員　管野平右衛門

◎桑園地力振作法　大日本蠶絲會贊成會員　佐藤國太郎

● 寄書

◎千八百九十三年に於ける伊太利の蠶繭市場　大日本蠶絲會贊成會員　橋本重兵衛

◎山梨縣蠶種檢査成蹟　大日本蠶絲會通常會員　今井保一郎

◎蠶絲發史を編纂する所以　大日本蠶絲會通常會員　佐野瑛

● 統計

◎二月中生絲屑物輸出數量元價及收税統計◎二月中絹布類輸出數量及元價統計◎三月中横濱生絲手合高同最高價格及外國爲替相場表

● 問答

◎蠶病其他に就て質問進に答◎蠶種及蠶兒に關する質問蟲に答

● 外報

◎佛國養蠶地面積◎土國蠶卵製出及販賣取締規則

● 雜報

◎第三回大集會◎評議員の半數改撰及補缺◎養蠶教師◎生絲と繭◎黑品博覽會出品物◎紹澤翁の縣國桑園談◎四郡燃絲組合◎殆ど符節を合すが如し◎組青の同盟羅工其他の件◎蠶業集談會◎榛原村大嶋絲製造近況◎雉蠶飼育場の設立◎第二回奈良蠶農會の概況◎愛知縣通信◎各地の養蠶狀況◎伊國の製絲及燃絲業◎桑樹委絡病豫防試驗◎湖北省の絹織物製造所◎生皮苧の中より銷出づ◎養蠶組合々同會仙台蠶種製造所の設立◎養蠶の教授◎歸京さ出張◎大日本蠶絲會員の加入◎退會者◎絲校褒章下賜◎寄贈品◎樹木絲下の大降雹

◎大日本蠶絲會職員

○技藝委員

今西直次郎　農學士 伊知地鐵之助
伊藤小左衛門　八田達也
橋本重兵衛　星野長太郎
農學士 木多岩次郎　理學士 堀正太郎
農學士 押川則吉　農學士 小野孫三郎
農藝化學士 大林雄也　農學士 渡邊朔
管野平右衛門　川村永之助
農學士 横井時敬　高橋信貞
高木三郎　田原休之丞
農學士 田中節三郎　農學士 高井助太郎
田島武平　工學士 田島彌平
田中延次郎　練木喜三
松永伍作　町田菊次郎
藤木善右衛門　船津傳次平
農學士 青山元　新井領一郎
理學博士 佐々木忠二郎　農學士 酒勾常明
農學士 澤野淳　農藝化學士 木村九藏
農藝化學士 理學士 白井光太郎　芝山宗太郎
下田伊左衛門　鹽澤佐七
理學士 平賀義美

○評議員

星野長太郎、木多岩次郎、小畑岩次郎、管野平右衛門、練木喜三、兒玉實詮、佐々木忠次郎、佐藤國太郎、木村九藏、下田伊左衛門、芝山宗太郎、高橋信良、八田達也、藤本善右衛門、町田菊二郎、岡毅、吉池慶正、松永伍作、梅沼平吉、田原休之丞、永島鎭七、木長、橋本重兵衛、伊藤小左衛門、平野師應

○幹事長　岡毅

○幹事　高橋信貞　松永伍作　小畑岩次郎

大日本蠶絲會

大日本蠶絲會報第貳拾貳號

● 論說

◎蠶絲家の精神　第三回大集會演說

大日本蠶絲會名譽會員　速水堅曹

私は明日も農會で話さにやならぬことを考へて居りますから、今日は御免を蒙る積りであつた、然るに是非話すやうにと、段々幹事諸君あたりからの御話ですから、本のざつと一口申上ます、演題も揭げませぬが、今何とか揭げるかも知れませぬ

一躰演說と云ふものが幾種もありませうが、ざつと二種あるですな、演說をし爾して人の精神を喚起して、其爲めに非常な効力を持たせ、爾して實業に大變な利益を持たせると云ふ仕方が一つある、一は調査して色々と、唯今の田原君や橋本君の御說の樣に、段々取調上から効力ある演說と、ちよつと重立つたのが二種類ある、然るに取調上の方のことに就ては、御兩君の說を私も伺ひましたが間然する所がない、必要な點が大抵出て居ります、且つ私は一つの製絲業者の一人であつて、即ち皆樣と御同業と言つて可なり、故に其調査上のことに就ては言ふに及ばぬから、即ち精神的でちよつと一口申

上る積りでございます、之を演題に掲げて見たならば、先づざつと蠶絲家の精神と掲げるより仕方がない、爾云ふ演題に願ひたいと思ふ、精神と云ふものは長くも短かくもなるものですから、ちょつと御話をすることも出來る、

夫で又會と云ふものも色々な會がある、否や何會彼會隨分會類が多い、近來……併し此會にも理論上の會と云ふ理論の談判をなすべき會もあり、娯樂と云ふて樂みをなす會があり、夫から實業を補ける會があり、又利益一方を取る會がある、其他色々な會がありますが、皆な名に進れて大抵樂む會は樂みの事實があつて始て盛んになり、利益を計る會は利益があつて盛になり、實業會は實があつて始て盛んになる、斯う云ふものである、然るに外は取つて除けて、皆な此處に御列席の御方は、當蠶絲會の御方は申すに及はず、又其他の御方も、孰れ緣故のある御方が御出でなされてございませうと考へる、夫に就て即ち精神的から至極遺憾のことを感じて居る、近來御承知の通り、此會が起るにしても、國民協會とか農民協會とか云ふ會が起つて、大變政治上の爲めに盛んです、併し是等は所謂消費者で、國家の金を遣ひ捨る方の會でありて、まあ左迄大事なことでもないと思ふ樣なものは却つて盛んにして、此日本國の富源として二つとない大切な蠶絲と云ふ會は、甚だ失敬ながら皆樣を御人の積りで云ふときには、如何にも微々たる奮はぬ、何たることかと云ふ感じがある（ヒヤ〳〵）

苟くも日本は蠶絲の國と云ふことは何人も言ひ、其蠶絲國であつて蠶絲に關係して居る人が或は力を伸べんとして伸ぶる能はず、進まんとして進む能はず、夫には種々無量のこともありませうが、之を精神的から述べて往くときには、或は嫌ひが起つて來るかも知れませぬから述べませぬが、要するにどうしても此奴盛んにせねばならぬものです、何故なれば云ふと、先刻も田原さんの御說で御叱りを受けた、生絲の粗密の樣なことは澤山私共に手紙が來て居りますが、一ッは養蠶に關係を及ぼすのは、何處から起るかと云ふと、種紙に餘程關係して居る、概して言へば、種紙は近來雜駁のものばかりで、揃つた一樣な絲を製出する繭が出來ぬ、何故出來ぬかといふと種が惡い、斯の如く種々の雜種が混合して居つて、本當の得意先の望みに適ふ樣な絲を製することが出來ぬのは、どう云ふ譯かと云ふと、世の中にふわ〳〵主義と云ふでた〳〵した、空な人が寄つても實の出來ないもの……、實に心外千萬な次第である、之を何處から防いて往くかと云つても、中々一人や二人の力を以て防げるものではない、種紙の改良と云ひ、製絲家の改良……、製絲は女工に依る、不品行もでざれ破廉耻もでざれで是もでた〳〵、又養蠶家はたんと取らぬでは損だ、宜い繭を取つても少なくては高く付かぬ、實に馬鹿々々しいとか、否や朝鮮種だからどうとか、何とか彼とかわや〳〵して纏まらぬ、之を纏めて得意先きの氣に入らるゝ品物を拵へ、日本の國益を增し從つて銘々の品を增すことは出來ないか、決して、出來ぬことはない、大丈夫出來ることと思ひます、去りながら今日の儘ぢや到底六敷い、此節は生絲なんどの取引所などが出來て結構の樣だが、あれは空相場の取引に過ぎず、愈よ實が困難に至

る、之を防ぐ途如何、唯御互ひ蠶絲家が團結をして、外の者にちつとも侵されぬやうに、力を保たにやならぬです、所が悲い哉、蠶絲會と云ふ結構なる、日本第一の物產の會に立たるゝ諸君が、たつた是れ丈けと云ふのは、實に私は情けなく思ふ、斯んな家は四ツ位あつても、這入れ切れぬと云ふ程もなければ面白くない、さうして種紙のことは種紙、政府に言ふべきことは政府へどん〳〵言ひ、縣廳へ言ふべきことは縣廳へどし〳〵言ひ、何でも都合の宜い樣に計つて、結局日本の富を增し、增せば從つて强くなる、强くなれば國家の爲めに此上ないこと、夫に準して銘々も富みますから、どうでもせぬおやならぬ、そこで目今極の要務と云ふものは、どうしても團躰を作らにやならぬ、茶業に於ては已に團躰が出來て、稍々將來望みある、端緒が開けたと云ふものになつて居る、然るに蠶と云ひ絲と云ひ、我邦の一番必要の特有物產が、彼地では惡く言はれ、此方ではぐず〳〵言つて居る、誠に憂念な話し、どうしても團躰を凝結して、生絲業を支配せにやならぬ、さうせぬと向きが外國ですから、中々日本人同士で物を賣買するのと違つて、大なる外國を相手にしますから、一人や二人おや迚も仕方がない、何を措ても此改良進步を計るには團躰を殖すに限る、夫で皆樣がどうぞ其思召になつて、仲間の顏さへ見れば、人を殖して團躰を作らうぢやないかと、寄ると觸ると休みなく、人に遭ひさへすれば、進めて黨を作らなければならぬ、物產黨派と云ふ黨派で、此位為强い黨派はございませぬ、（大喝采）如何なる强い黨派があつても、是れほど强い黨派はない、夫でどうぞ團躰を作ることを、熱心頭に持つて御貫ひ申したいのが、私の今日申上る精神であつて、其他の事は時間もございませぬし、言ふ益もありませぬと思ひますから、諸君どうぞ宜しく御願ひ申します（拍手喝采）

編者曰く速水君の外尙ほ他の演說をも登載すべき筈なれども別項にも記するが如く福島縣の菅野君群馬縣の佐藤君の如きは大集會の節俄に障ることありて來會されざりしも其演述すべき筆記を當日特に送越されたれば左に之を揭げて其厚意を謝し併て會員諸君に紹介し而して次號より大集會の演說を順次記載すべければ請ふ其旨を諒せられんことを

◎雨年に際する養蠶家の注意

大日本蠶絲會
發成會員　菅野平右衛門

養蠶の豐凶は專ら氣候の良否に關係すると云ふことは、豫て同業諸君の熟知せられますとで有ますが、雨の多き年には、養蠶は御同前困難のとで有まして、氣候の完全なる年には、勞せずして蠶業の豐作するとで有まして、不完全の氣候に遭遇するときは、勞して効なきの不成熟を見るとで有ますれば、善良の氣候程動植物に有益のものは有ません、されば古より五風十雨と申とは、泰平舞樂の氣象と申て、五穀の豐作は申迄もなく、蠶業の如きも勞せずして豐作すると云ふの幸福が有ますとで、五風十雨と申との氣候で有ますると、人爲の及ばざる妙味の氣候より發造するとと考へます、完全の氣候と申ても、完全にも際限のなきとで有ますが不完全の氣候中にも、尤も雨の多き年の養蠶家の困難に付、多年の實驗上により御參考迄に御噺申上げ、且諸君の御試驗のとをも冤ひ、雨年に際する養蠶家の注

意と申御斷をして、雨年の豫防の一助とも致したいの見込で有ます、明治廿四年の氣候の善良なるとは、五風十雨と申程にも有ますまいが養蠶には尤も適當の氣候で有まして、全國の養蠶が豊作致したとは、五十年以來の上作と申ました、然るに此廿四年の氣候完全の爲めに豊作致しましたに付、種々の御斷が養蠶家に有まして、完全の氣候には如何なる有益の温度が含んで有て、動植物を成育すると云ふとの御記憶を止めない御斷が有ますれば、今後の雨年にも、勞して効なきの不結果を見るとも測り難ないもので有ますからして、御相談致すので有ます、そこで廿四年の氣候完全の爲めに豊作致したに付、養蠶と云ふものは左程六ヶ敷飼育するにも及ばないものだ、清涼育も温暖育も豊作の差別がない、温度は七十度でも宜し敢て七十五度の平均すると云ふ樣な、鄭重なる取扱にも及ばないものだ、給桑の截切大小不同の飼育者も、矢張同樣の豊作で有たものだと云ふが如き、簡易輕便の御斷が有ます、是れ全く氣候善良の爲めに、薪炭の効力の及ばざる純一無比の温度が大氣中に有ましたとで、人爲の及ばざる妙理が完全の氣候に含んで動植物を育するとで有ますので、他に少々の不都合のとが有ても、大氣完全の効力の爲め消滅するとで有ます、第一桑葉の關係で有ます、完全の氣候で有まするとも、桑葉の發芽より盛茂に至る迄の妙効の有ますとで、臨時の雨又は夜霧朝露の如きの水分を、桑葉面及畑地に受けましたるとき、其水分は午前八時頃より十一時頃迄に發散して、大陽の昇ると共に、光熱の温度が畑地より桑葉面に映射するとで有ます、此時此温熱と水分子とが大陽の映射と和合して、美妙の光輝を桑葉面に發射するとで有ます、此時に至り桑葉に含んで有る主成分が酸化作用を起しまするので、此光熱の温度の爲めに、彼れ桑葉の特性なる澁味の中に、無比の甘味を發作するときで有ます、全幹桑葉は澁味と甘味とが、主要の成分の必用で有まして、一旦の降雨も一朝の冷露も、晴天白日となれば共に循環して、此酸化作用の働きを致すとで有ますれば、實に完全の氣候となりますれば、人爲の及ばざる妙理が有ますからして、蠶見も此桑葉を喰むとで有ますれば、其健康は申迄も有ませず、勞せずして豊作するとで有ます、以上の御斷は廿四年氣候の完全で有た爲めに、養蠶が豊作致したとで有ます、然るに其翌年廿五年となりましたときに、前年の氣候とはまるで反對で有まして、蠶見發生の頃より老熟に至る迄、日々降雨と申とで、桑葉摘入の時間もない位のとで有ました、一時雨の晴ます時間が有まするも、曇天にして風の無いとで有まして、晴天白日を見るとが一日も有ませんでした、夫のみならず日中と雖も冷氣の多き年で有ました、偖て斯の如き不完全の氣候となりますると、桑葉の澁味が增して、必用の甘味が發するとがなくして、苦味を生ずるとで有ますからして、蠶見の迷惑は申迄もなく、種々の病蠶も爲めに發見するとで有ます、此苦味を去らしめて甘味を製作すると云ふとは、人爲の及ばざるとで有ます、なぜ甘味が去て苦味が增するかと申ますと、日々の降雨曇天に閉蓋せられて光熱の溽き爲めに、桑葉が縮伸するの有樣で有りまして、酸化作用も冷却し、爲めに主成分が變化するとで有ます、斯の如きで有ますれば、蠶室の温度は薪炭の効力を以

て補ふとも有ますなれど、大切の喰物となる可きものが、味を變ずるとで有ますれば、何れの國々も蠶の多きとに至ります、實に勞して効なきの不幸と申すとで有ます、私も四十年餘實業には從事致居ますが、雨年のとは未だ豫防の一助ともなるべき妙理が有まんなれど、茲に實驗上に付豫防のとを御噺申上ます、廿五年の如き雨年にても四眠前に有りましては、桑葉を截切するもので有ますれば、濕分と申すは、截切の爲めに去り易いもので有ますから、是れは同業諸君の慣行の通りにて宜敷ととなり致しまして、尤も困難のものは五齡の後ちで有ます、多量の桑葉が入用で有るのに、日々の降雨曇天にして、器具を乾燥するとにも困難するやら、刈入の桑葉は濕れてあると云ふ塲合に至りましたときに、豫防の御噺で有ます、既に五齡三日目となりますると、多くは截切するとを止めまして、葉桑の儘給桑するとで有ますが、雨年には決して葉桑の儘の給桑では成ませんからして、矢張庖丁を以て切桑にするとで有ます、葉桑と申すは常に水分の多きもので有まして、雨年には尤も水分を多量に含んで居りますので、而して連日の冷雨に至りますれば、蠶座の中の給桑は素より濕分の過量を帶ぶるとで有ますから、蠶兒も自身の躰を一時乾かしたいと思ふとの有ものなれば、其時間を與へると云ふとが必用で有ますので、此時に至れば薪炭の効力を以て室内の温度を高めると云ふとが普通の道理で有ますが、決して然る塲合では有ません、前にも御噺申上ます如く、第一雨の多き年には桑葉の主成分が變る程で有ますれば、其主要の榮養分が薄くなり居ります故に蠶兒の躰育も柔弱で有りますれば、意外に

室内の温度を高められて迷惑で有ます、現に廿四年には是等の點に付蠶も聞きましたとで有ますれば、温度は通常の如くにして給桑をする時間を暫時遲延するの一事で有ます、換言すれば暫時食休めをすると云ふの手段で有ます、然すると前回の給桑が暫時にして能く乾きますれば蠶躰も共に快く乾くとで有ます給桑を澤山にさへすれば豐作すると云ふとは困つた慣行で有まして、一日の中に食休めと申との時間を與へるとが必用で有ます、桑葉で埋め殺すと云ふとは眞平御免と蠶兒も申とで有ます、此等の方法は雨年にのみ限るとでは有ませんから、普通の氣候でも一日に一度位は食休めと云ふとの時間が必用で有ます、御噺が少し横道に入りましたれば切桑の事に戻りまして申上ます、偖て三日蠶四日蠶と順序が有まして、蠶兒の成長に從ひ庖丁の注意を加へ、給桑せんとするの三四時間も前に截切して、莚又は樣の上に薄く列べて乾燥の事に注意するで有ます、如何なる雨天の時でも、庖丁を以て切桑をするときは、水分は空中に飛散するとで有ますからして、摘取儘の桑とは大いに異なるもので有ます、此豫防の御噺は雨年のとで有ますが、全躰摘取の儘の葉桑を給すると云ふとは考へもので有まして、近來は何國の養蠶家も飼育のとは進んで居まして、皆々上手になりましたとで有ますが、私は温暖育で有ますから、温暖育の御噺を申上ますが、一眠より四眠迄の飼育は近來尤も進んで有ます、其進んで有ますと申も、火力の用方が巧者になりましたとで有ますが、四眠起五齡三日目の頃になりますると、前にも申上ました擂入れの葉桑の儘給すると云ふとで有まして、初眠より四眠頃迄は火力

を用ひ、親切叮嚀至らざるなきが如くの飼育で有ましても、五齡三日目頃よりは給桑は俄に葉桑となり、火力を以て蠶躰を温めたのが、俄に天然の氣候に一任するとで有ますれば、まるで以前の飼育とは違ひまして、之を人間に譬へますると、昨日迄は華族樣の御旗樣で有たが、今日は農家の住居となり、雨に風に厭ひなく運動せなければならんと申如き景況で有まして、三日目四日目頃になりますると、幾分の病蠶が發見するとが見えますので有ますから、此際にも葉桑の儘で給桑するとは考へものて、成べく葉桑を給するとを遲延して、四日目も五日目も切桑を給するときは、病蠶が見えませんとで有ますから、此切桑と申御噺は兩年にのみ必用と申とでは有まん、火力に任せましたときに俄に葉桑となることに付御注意と申御噺で有ます、一眠二眠の頃に親切に火力の爲めに乾燥に過ぎたと云ふ飼育には、必ず五齡三日目頃より葉桑を給するに至り、病蠶の見ゆるとが有ますものですから、試驗になりますとに願ひます、されば一眠より四眠と御飼育は是迄の如くにて宜しいとで有ますから、五齡に及んで切桑の時間を增すと云ふ御噺で有ます、然るに大炎天の年に遭遇するときは別段のとで有ますして、此時には炎熱を凌ぐ爲めに、葉桑を用ふるとを一層早くも致し、又時として水分の有る給桑も炎天のときには効力の有るものです、素より乾温の適度が必用で有ますれば、何時も此點には御注意を願ひますとで有ます、實驗上より御參考迄に御噺上ます、

◎桑園地方振作法

大日本蠶業會
幹事
成會員　佐藤國太郎

養蠶家としては、第一所有桑園に成可きたけ遺憾なき樣いたしたきは御同樣の事でありますが、此遺憾なきといふ事實にいたりましては、實に容易ならぬ仕事でありまして、一概にいたしたいと考へましたとて、其考へなるものが從來の經驗上より來りました場合でなければ、其施す所の仕事が直に出來榮へをあらはすに至らぬ次第ゆへ、申す事思ふことを施すことゝいづれも一ッにまとまる樣にと及ばずながらも愚悟致し、夫から前申したる遺憾なき樣と望みまする點に就て、いかにいたしたならば桑園を立派に仕立得らるゝであらうと、玆に一と思桑の足を蹈出して見まするとは、是より目にとまります るは幾多の桑園の光景でありまして、この幾多の桑園は多くの養蠶家每各自が皆心を用ひ勞力を盡して仕立たるものに相違ありますまいが、銘々の運び方に種々の差別を爲し隨て出來方が區々にて、中には甚しき龜裂の仕立方のあるも見えましたり、是はと氣を入て見受らるゝものも無きにしもあらずで御坐りますれど、引くるめて蠶見飼育上の實際にあてはめて豫想致しまする時は、頗る遺憾の點あるを免れぬ事が見えます、しかし此幾多桑園の見聞に心をよせました甲斐に、こゝはよろしかしこはいかゝと思ひとりました實況が、頓て自己の幾分經驗いたした場合に、後の都合を導く益となりまして、私どもの愚かな者でさへ、一度は養蠶に熱心いたしましたより、此に積年の苦心も相重りました所より、夙くより原種の撰び方に心を入れまして、種々の蠶見をも試驗飼育に供して見ましたるに、各種類の蠶見が繭を營み作りましたるを調べて見まするに、其中に就て最も發育を促す手段に、工夫と手

段を要する度合の多かりし種類程、其成繭が製絲上の結果よろしく、左まで飼悪からざる種類の繭は絲質思はしからざるを常とする次第にて、普通多數の飼育としては、其飼易しとする種類に資るかた勢ひ致し方なき事でありませうが、一方飼易からざるものゝ如きは、其飼易からざるを勉めて熱心に注意と手段を凝らしまするも、改良進歩を期しまする養蠶家に在つては其苦辛中えも言はれぬ樂みの生ずるものにて、而かも經驗の久しき間には、爲めに便法をも發見するに難からざる事と思ひ取りました、以前より左の決心でありました、凡蠶の種類中飼易きに資りて飼育致しまするは、凶作失敗に遠ざかる注意にして、申さば大丈夫のごとくでありますれど、箇樣な引込思案を利用のみ致すかつきには、到底改良と申し進歩と稱する美事を、實際に見る事は出來ぬ事と相なり、良種類は追々跡を絶ち、飼育法の發達すべき望もなき姿と相成り、頻りに勇進改良を勉め居らるゝ、海外諸國の蠶業に壓倒致さるゝ恥辱のみならず、内國の損失は其飼易きものに傾きまする、事業上の懈怠が恐るべき後來疲弊の原因となり竟る事と存じられます、實に是油斷大敵とも申べき狀態でありますれば、及ばずながらも此大敵を防ぎ、進んで彼れに勝得べき養蠶家の用意と致しましては、飼易からざるを常とする良種類こそ、一所懸命の覺悟を持ちまして、其苦辛中に樂みを探るの目的にて飼育致す方であらうと存じます、一躰私は養蠶に就きましては、流義違ひ氣違ひとまで世評を受けまする程、一種鬼縮の飼育に心を傾けました男であります、其譯と申すは、世評の私に向ふ所は、鬼縮は絲質細きに過ぎしば〳〵切斷するにより解舒に苦しみ、繰綿あらめにて外觀の形狀面白からず、加ふるに飼悪し等の批難で御座ります、果して世評の批難の如くならば、鬼縮は滅にはや致し樣なき種類でありまするが、決てし鬼縮は右樣の批難などあるべき種類では御座りませぬ、然るに却て世評にかゝりましたのは、鬼縮自らの上に取りましたなら之を寃の災難とも申すべき次第であります、凡大かたの飼育者は、良種類の飼ひ方は容易ならざるものとの注意手段は錯て、良とさへ聞けば先づ飼て見やう位の所より普通種類と差別せず、到底育養不行屆にて所謂飼損じを致し、一方普通種類の可なりにも飼上りしに比較して、其飼損じに心附かず罪を良種類に負はせ、又は僅かに飼上りたるも素と屆かざる所より成繭駁雜にて、是亦批難の由て生ずる所と相なり、其飼育者自らの度合低き所より、是彼顧みる迄に至らぬ事と見えまして、鬼縮に取りての不幸と申べき事實であります、是等の故にてもありませう、世間往々之を外度視するに至りました、茲に私は多年の間鬼縮の伎倆を充分顯はしたいと苦辛致し居りましたゆへ、其中間世評の何たるにも拘はらず、一心不亂に該飼育を慎みまして、早くより桑園の仕立方を經驗致し、此種の發達を圖るは良全なる桑葉に資らざるべからずと存じ、後幸ひに恰好の桑園も出來あがりましてから、該敗葉に頼りまして飼立ましたる所が、其成繭存外の出來榮にて、之を製絲に試みましたる結果が、繊維頗るよろしく細太不平均なく、繰込理數五粒にして、解舒の容易なる、切斷と類節を見ず、回數八百に達するに至りました、折しも明治十年第一回内國勸業博覽會に該鬼縮繭

の出品に對し、忝くも一等龍紋章を下し賜はりました、斯かる名譽ある盛典に浴しました後も、未だ鬼繭種を批難致す者の絶えませなんだ事に就き此に一言致しまする、鬼繭繭を絲に製しまする時、之が注意は繰湯の煮加減で御坐ります、元來該種は普通種の繭に比しますれば其の纖維細き方にて、單に細きとのみにては批難を打消し難う御坐りますれど、細きは小締りなる事實上然らしめたるものと申さば可ならんと存じます、偖石纖維の小締りなるもの相湊まりまして、勢ひ繭綿をあらめに爲しまするより、尙引しまりたる絲縷が沈んで深く入りて、繭面に著しく伎倆を彰はしまする事と相なりましたるにつき、所謂繰湯の熱度を普通より高からしめざれば、解舒を全ふ致しがたきゆへ、之を百八九十度に致す事であります、尙此纖維の小締りにつき地力振作の本題に入り來りまするが、桑樹を活かし居りまする土の働き方に、傍より勞力を盡して手傳ひまするは、養蠶家にとりましては一大事の義務と存じます、申さば人は飲食の種類莫大御坐りまする、中に就て時季と塲合とを見計らひ、其都合宜しきを撰び飲食して生活いたしまするに、其莫大なる種類も榮養一途に傾きまするより、安全健康を得まするに至りますれど、蠶兒は桑より外に食せざれば、其榮養を人に仰ぐの憫むべきを察しまする時は、己に飼育致すとする人に取りましては、いかにして榮養を盡し與ふべきやと顧みまするは自然で御坐りまして、去りとて桑葉の外に食餌の與ふべき無き以上は、せめて桑の撰種より其仕立方に心を用ひ、手段を要せざるべからずといふに至ります、さてこゝが則言ふは易く行ふの難きとか申す事で御坐りませう、之をいかにと申せば、前に申しました遺憾の點で御坐りまして、次に申しました私が恰好の桑園を仕立あげましたと申した、自貧の嫌ひがありますれど且らく御免を蒙りますが、纖維の小締りと申したに密着の關係ある經驗を申して見まするに、該恰好なる桑葉と普通の桑葉とを對比致して蠶兒に試みましたるに、一方は則小締りの結果を得、普通なりし桑葉の分は成繭上纖維普通、に止まりました、此對照試驗は數回致して見ましたれば私は確信して疑ひません、該桑園の仕立方と申しまするは、之を精しく申しまする時は先初めに桑の種類に就き述べ、其撰擇法より植付に至りまする諸種の注意手段、續きて植込みまする仕方肥料の適否分量等御坐りますれど、以上の事は老練家が嘗に親切なる先鞭を着けられてありますれば、私は是等は老練家の上に讓ると致しまして、唯土の働かせ方とも申すべき經驗實施上の事を申ます、全躰これは文久年中より致し見まして、追々事實を確め來り、斷然着手致したと申して宜しきは明治六年の事でありまして、居町富岡町字久保の耕地五畝歩の所有地を深二尺天地返しに掘返しまして、更に之に麵掘を造り桑苗を植込桑園と爲しました、此天地がへしと申すは吾富岡地方の方言でありまして、表面の土と底土を恰も掌を返すが如くに打返し、土の表と底との位置を轉換せしめたるものでありますが、是より以前に此法を行ひ居りましたと俱に、尙種々の方法にて桑園を仕立試みました、數法もありました、夫は深さ尺有餘幅も同じく、之を四角にして植付も致したり、又は麵の如くに掘上げまして試みても見ましたり、此他もまだありま

したれど、大約前二者の前のは桑樹の根を爲す部だけ土を軟膨ならしめたるに止りました事ゆへ、跡にて其樹の樣を見ますれば、如何にも發育繁茂を躊躇致しまして、其收めたる葉は水分多きに過ぎたるを覺へました、後に思へば其箸の事にて、旱濕ともに其軟膨なる局面に侵し入りまして、堅き四邊の土は障壁の如くなれば、桑樹は鉢植にせられたるものにひとしく、所詮好葉の得らるべき塲合はありませんなんだ、次に樋掘の方におきましても前と大同小異の成行でありまして、只聊か前者に優りたりと見えましたるも、土を掘りたる度の多き丈の差引に止りまして、倶に滿足に至りませぬのみならず、天地返しの仕法に對しましては、第一桑樹の壽命面白からざる事でありました、然るに天地がへしの桑園は、爾來培耕上手數を省く少なからず而かも數年ならざるに繁茂著しく、肥料は普通の肥料の半ばを減じてさへ効能は倍する程でありまして、最も喜ぶ可きは其收葉水分至つて少なく、殊に養分可なるものと見えまして、之を與へたる蠶兒は都て其實入非常によろしく、爲めに難物たる世の批難中なる鬼繭の結繭褒賞を得る迄の好結果となりました、是併しながら幾分飼育上心を盡しましたるにも由りしかも知れませんが、能く思ひますれば天地がへしの地力振作法圖に中り、土の働き充分なりしに因ての仕合と存じられます、抑も此に掘立方を申しますれば、思ふにまして手短かなる致方にて、先づ用地を初め東西に繩を張り始めまして、取掛りますは地の端邊でありまして、己に一筋を張渡しまするど、夫より三尺を距りて又一筋を張ります、斯く致しまするに由て二筋の繩の中間三尺延長致しあります所より、鋤鍬若しくは手鍬唐鍬乃至鋤「スコップ」「シヤブル」等手便宜の器具を以て、表土より掘返しては彷の極端邊へ土を拵ひあげ、深二尺に達する迄にしましたるゆへ、此箇所溝渠を爲すに至ります、所へ其次の繩を又三尺去つて張り、前の繩との間三尺、一方は渠一方は地面のまゝなる箇所を又三尺延長に掘返し、此度は一方の渠中へ上は土より掘返し入れまして、底土二尺に及ぶまで前の如く埋め入れ、次も其次も皆之に同じく致しまして、終りに出來ます渠中へは、最初端邊に上げ置きましたる土を運び來りて埋め竟はる事ゆへ、全面此に出來揚りとなります、之に尙樋掘を爲し桑苗を植付たるもの、則前申しましたる幸ひに恰好の桑園云々と申ので御坐ります、此天地がへしの掘立は、初めの外觀上底土の表面に出でましたる事ゆへ、其色相面白からざる樣子でありましたれど、日を經るに從ひまして、大陽の光線空氣の流通ともに土中に及ぶの深き所より致しまして、漸次作り土と變じ、嚮に底に入りし土は、素と作り土なりし作用と、表裏互ひに活達葉助の働きによりしと見えまして、旱濕の防礙をも被らず、程よく地力振作と名づけ得らるゝの仕合となりました、私は幸ひに此法の利益を慰けに得ましたより、自信頗る篤き所より、之を同業者にも勸誘いたしましたなれども、其當時は同業者容易に之を行ひます事にいたりません事でありました、之をいかにと申しまするに、此天地がへしは掘立に少なからざる人夫を要しまする事ゆへ、實際飼育上に照しまして効果を認めません内は、いかにも計算上の呑込方がむづかしく、追々少許宛として行はしむる樣に致し來たりました所が、

一回にても其事實を見極めたる者は、進んで此法を喜びまして、明治十五年頃となりましては、既に有名なる製絲家伊勢室山の伊藤小左衛門君の如きは、專ら此法を採用致し、自園の改良を實施致され、後其効果を喜ばれまして、時々私へ文通もありました程で御座ります、右は此法の由來と効果とを述べましたれば、此に一言費用の點を、次に述べまして局を結ぶことゝ致します、初め五畝歩だけ行ひましたる時分は、四十五人の人夫を要しましたが、これは掘かへしの人夫と石拾ひ取の者と合したので、其後のは追々仕馴て工夫も致しましたり、兎角して一段歩に悉皆六十人にて掘返し得る迄にいたりました、偖該人夫六十人も農際を見計らひまして行ひますれば、一人に付金貳拾錢と見積り、拾貳圓の費用となります、初一年にして金拾二圓は少し驚かれます樣なれど、之を後の培耕に手數を省きますると、肥料を減ずると、飼育上の効果等に算當致しまする時は、該費用は償ふて餘りあることは受合でございます、此法を目下小松宮殿下の御別邸なる伊豆國三島に、殿下の御桑園御仕立の命を忝う致し從事中でありまます、尙此法に就きましては、肥料の關係も申したけれど、最早長きに御退屈を願みまして、私は此で御免を願ふ事と致します

●寄書

◎千八百九十三年に於ける伊太利の蠶繭市場

大日本蠶絲會
賛成會員　橋本重兵衛

千八百九十三年の收穫期間伊國に於ける蠶繭の市況に關する統計にして同國チュラン府商工會議所の報告に據て見るに公然證表して市場に出でたる蠶繭の數量は收穫高の一部分に過ぎざるの事實は夙に世人の知了する所なりと云ふ而して製產者が市場に放したる金額より推測せば收穫の饒かなりしは認ゆ可からざる事實なり今同會議所より發する年表に徵するに同年度間の賣買高は二千百二十九萬七千二百二十基(前年度は千三百六十三萬七千五百三十基)にして之を分類すれば左の如し

公表數量	千八百九十二年	千八百九十三年
自國製黃繭	九、二一一、五一〇	一三、六五六、七四〇
青及白繭	九八八、一一〇	一、一一二、八三〇
白黃掛合	一、〇七一、八二〇	一、九一二、八九〇
白青掛合	一六八、六一〇	一五三、七八〇
計	一一、四四九、一一〇	一六、八三六、二四〇

數量を公表せず直段を公立せず個人相互の對談上或は屑繭等として賣買したる數量

	千八百九十二年	千八百九十三年
	一、一九五、五一〇	一、一七二、二一〇
市場外の取引數量	七一一、三一〇	一、九二七、一七〇

外國より輸入繭	二八一、六〇〇	一、三六一、五九〇
計	二、一八八、四二〇	四、四六〇、九八〇
通　計	一三、六三七、五三〇	二一、二九七、二二〇

千八百九十三年度の收繭は前年より饒かなること五割五分に當れり斯の如く豐作なりしは氣候の適順と與つて力あるものなれども繭價の盛張なることも亦之を幸けたるもの掛からず今チュラン商工會議所の統計に據て公表したる蠶繭に對する實在平均相場を見るに

	千八百九十二年	千八百九十三年
自國製黃繭	三、四八九	四、二七九
青及白繭	二、九四〇	三、五二五
黃白掛合繭	三、三一〇	三、五四三
青白掛合繭	三、一〇九	三、六九五

是に由て之を觀れば千八百九十三年に於ける收繭は伊太利蠶業に盛富を與へたるものゝ如しと雖も製絲の下落せし爲めに被ふりたる生繭の投機上の損耗の掛からざるは想見するに足る

◎山梨縣蠶種檢査成績

山梨縣　大日本蠶絲會通常會員　今井保一郎

我山梨縣の各檢査所に於て本年度に檢査を施したる蠶種は製絲用種十五萬九千七百二十枚原種普通製三千四百十一枚仝框製鍬數八萬七千九百八十一双にして就中製絲用種の十二萬五千八百八十三枚普通製原種の二千二百三十八枚框製蠶種の六萬三千百八十二鍬は全く春蠶に屬し其他は秋蠶に屬せり、

此の製絲用春蠶種にして本縣の製造に係るものは僅かに四萬八千二百五十三枚にして他府縣の輸入に係るもの七萬七千六百三十枚の多きに及び其割合〇、三八三餘に對する〇、六一六餘に當る

本縣製春蠶種の斯く少額を表示せる所以のものは要するに近年無謀の製種家妄りに多數の蠶種を製造するの弊を減じ加之昨春の霜害と蛆害とは甚だしく其影響を製種の上に及ぼし遂に玆に至らしめたるものなりと雖も他に當業家が各自家用に供する即ち檢査を施さゝる巨額のものありて此の數に入らざればなり

秋蠶種に至りては三萬三千八百三十七枚中僅かに二十一枚の輸入蠶種を見るに止まり殆ど全然自縣製のものを用ふるが如き表示を呈すれども其實二化蠶種の其季節に至り長野縣より供給し來るもの亦少しとせず

病毒歩合に至りては製絲用は平均百枚の施檢蠶種に對し三枚貳分餘の廢棄を生じ原種用種は、九枚四分四厘框製蠶蛾は百枚に對し二十七双の廢棄を生ぜり蓋し此の如き差異ある所以のものは檢査法の寛嚴異なるに從ひ然るものにして原種用種は製絲用種よりも框製蠶種は普通製種よりも彌々其檢査の嚴密なるものなればなり故に一切の蠶種を框製となし其檢査により病毒を見ざるの日に至らざれば蠶業の隆盛其極に達したりと謂ふべからず

又秋蠶種にありては從來原種の檢査を施さゝりしを以て從て病毒に富み本年度の如き特に病毒歩合の制限を寛ならしめしにも拘はらず百枚に對し平均四枚三分七厘の廢棄を見るに至れり

又春蠶種中他府縣製のものは百枚に對し二枚四分三厘の廢棄に過ぎざれども本縣製のものは三枚六分

三厘にして其差一枚二分なり實に廢棄蠶種の割合本縣に多きを見るべし

他府縣輸入蠶種にして此の如き好成績を現はし本縣製種の成績之に反する所以のものは本縣が一たび本年度に於て此の檢査規則を實施することを耳にするや他府縣蠶種商は其製種中精良のものゝみを撰拔して本縣に輸入し其餘のものを以て他の供給に充てたりと傳ふるものあり蓋し或は然らん之に加ふるに本縣晩春蠶と稱するもの往々病毒の多きを含有せるが故に此種の爲め特に本縣蠶種の成績を塗抹し玆に至らしめたるものなり

今製絲、原種、兩用蠶種を總括し廢棄蠶種の平均歩合を通算するときは一〇〇、に對する一一、六二の廢棄に過ぎざれども仔細に之を調査すれば受檢者其人の異なるに從ひ成績上甚だしき相違あるを見る即ち其精良なる者に至りては本縣製一種千二百二十五枚の施檢にして一枚の廢棄せるものなく又其粗製のものに至りては四千百蛾中三千五百九十五蛾の廢棄に屬するものあり其他長野縣製にして四十二枚悉皆廢棄若くは三百枚中百六十枚の廢棄栃木縣製にして四十一枚中三十四枚靜岡縣製六十三枚中四十八枚福島縣製三十八枚中三十五枚埼玉縣製三十八枚中三十三枚の廢棄あり此の如き病毒は一縣若くは一地方に治ねく存在するものにあらずして獨り組製家の上に存するものなるが故に此の如き載をして益々組製濫造の慾を恣にせしめたらんには其慘害の及ぶ所盡し那邊に底止するや豫じめ得て知るべからざるなり

◎蠶躰彙史を編纂する所以

大日本蠶絲會
通常會員　佐野瑛

余や蠶業の實驗日尚ほ淺く學說上の事に至りては殊に寡聞なりと雖も竊に慨嘆して已まざる所のものあり蓋し本邦蠶業の今や長足の進歩をなせるにも拘らず之に伴ふ弊害の大なるものありて存すればなり何ぞや狡猾なる好商の喘着手段を選ふして蠶種に附するに新奇の名稱を以てし甚だしきは一種の者にして五六種より七八種にも變名して賣捌くものあり殊に甚だしきは春蠶種を以て夏秋蠶種なりと稱し或は夏秋蠶種を以て春蠶種なりと稱し蠶業未開の地を跋涉するものあること是なり

余や叩りに自ら揣らず蠶種の系統を調査して前記する所の弊害を矯正せんことを企て或は撰拔者其人に問ふて沿革を正し數年飼育したる者に向つて其特性を聞き共進會品評會博覽會の結果に就て其絲質を研究し審査報告書に由りて其種の沿革を明かにし學識經驗ある名士の說を叩いては自己の臆見を質し今日漸く一書編成の功を畢へんとするに至れり

余が始めて筆を執りしは實に明治十九年の春なり而して余が此調査に從事するや人の嘲笑を受くるを顧みず人の叱責を憚るに暇なく業を棄て名を漫遊に借りて以て着手したりしが家政上の爲めに已むを得ず一時中絶したり然るに好商射利手段は愈々甚だしくして弊害底止する所を知らざるが爲め今は猶豫すべきにあらずと瞰然として起ち千辛萬苦の間を排斥して身を何處ともなく他鄉に出發したるは明治二十五年の秋の暮なりき既にして得る所ありて歸國するや一層正格を求めんが爲め一の通牒を印刷して有志者に發達したれば之を贊する者十中の八九に上り之を非なりとする者一半の比較に至れり而して東京の芝山君埼玉の木村君群馬の田島君山形の金子君京都の森本君長野の藤本君山梨の八田君小野君を始め贊成翼助せられしは多年の辛苦に酬ひて餘りありとす

大方の君子余が意を憫み何種に限らず材料を惠んで益々本書の大成を期するを翼贊せられなば當に一

本を呈して其厚意に答ふべし蠶躰量史編成に就て一言すること然り

●統計

◎二月中生絲屑物輸出數量元價及收稅統計

種目	數量	元價	收稅
生絲	六七二、三一七斤	四、七〇四、六〇七・六九〇円	一六一、七六二・一八〇
玉絲	二一	六〇・〇〇〇	二・三五〇
製斗絲	一五九、七二一	一七五、四〇五・五〇〇	三、八五一・七九五
屑絲	三〇〇、〇二〇	二三四、三六四・九九〇	二、一七〇・五七五
空繭	五九、五九五	四七、七四三・二〇〇	一、三四一・三八六
合計	一、一九一、六七四	五、一六二、一八一・三八〇	一六九、一二七・二八六

◎二月中絹布類輸出數量及元價統計

種目	數量	元價	稅
羽二重	一九、一一四反	三二〇、三〇五・四四〇円	
他の諸絹布類	九、一〇〇反	九八、四一二・八四〇	
絹綿布類	三八二反	一、三二一・七〇〇	
絹布手巾	九七、五七一打	二五一、七五七・〇九〇	
絹製品類	—	二八、三七三・六〇〇	
合計	二八、五九六反 九七、五七一打	二八、三七三・六〇〇 七〇〇、一七〇・六七〇円	

◎三月中横濱生絲手合高同最高價格及外國爲替相場表

種目	手合高	手合最高價格 製絲場名	手合最高價格 價格	外國爲替相場 倫敦參着	外國爲替相場 里昂參着	外國爲替相場 紐育參着
一日	九百九十九個	羽前塚原器械(優等〇細)	七百九十弗	二志〇片八分ノ一	二法五十三參	四十八弗五十仙
二日	八百四十六個半	信州吉澤器械(太)	八百弗	二志	二法五十二參	四十八弗二十五仙
三日	七百四十四個	三州細谷器械(細)	八百三十弗	一志十一片四分ノ三	二法四十九參	四十七弗五十仙
四日	休		—	—	—	—
五日	七百七十七個	羽前多勢組器械(細)	八百〇七弗半	一志十一片四分ノ五	二法四十八參	四十七弗五十仙
六日	三百八十三個半	江州住友製絲場器械(細)	八百二十弗	全	全	全
七日	三百〇四個	備中吉備器械(細)	八百十弗	一志十一片八分ノ七	二法五十參	四十八弗
八日	二百五十四個半	信州長倉社器械(太)	八百弗	全	全	全
九日	百〇八個	武州渡瀨原器械(細)	七百九十弗	—	—	—
十日	五百六十五個	信州純水舘器械(太)	八百弗	一志十一片四分ノ三	二法四十九參	四十七弗七十五仙

十一日	休							
十二日	一千五百六十一個	尾州小澤製糸會社器械（優等〇細）	八百弗		一志十一片四分ノ三	二法四十九巻	四十七第七十五仙
十三日	四百三十九個	山陰製糸會社器械證印（太細）	八百九十五弗		一志十一片八分ノ七	二法五十一巻	四十八仙
十四日	二百五十個	備後四備器械（細）	七百七十弗		仝	二法五十巻	仝
十五日	六百六十六個	羽前羽陽軒器械（細）	八百五十弗		仝	二法四十九巻	四十七弗七十五仙
十六日	九百六十五個	美濃金森器械（細）	八百十弗		一志十一片八分ノ三	二法四十八巻	四十七弗五十仙
十七日	四百三十四個	羽前長盛軒器械（細）	八百三十弗		仝	二法四十七巻	四十七弗二十五仙
十八日	七十八個	近江製糸會社器械（細）	八百十弗				
十九日	四百七十二個	羽前金盛社器械（細）	八百十弗		一志十一片八分ノ五	二法四十七巻	四十七弗二十五仙
二十日	四百九十九個半	羽前五十嵐器械（優等〇細）	八百三十弗		仝	仝	仝
廿一日	四百五十三個半	羽前羽陽軒器械（細）	八百五十弗		仝	仝	仝
廿二日	四百三十九個半	丹波細久器械（細）	七百九十弗		仝	仝	仝
廿三日	八百四十二個	信州俊明社器械（夏〇細）	八百弗		仝	仝	仝
廿四日	四百〇四個	江州山中器械（細）	八百十五弗		仝	仝	仝
廿五日	休						
廿六日	百六十個	美濃白鼠社器械（細）	八百二十弗		一志十一片八分ノ五	二法四十七巻	四十七弗二十五仙
廿七日	六百七十個半	因州谷本器械	八百十弗		仝	仝	仝
廿八日	二百六十一個半	江州大澤器械（細）	八百十五弗		一志十一片四分ノ三	二法四十八巻	四十八弗二十五仙
廿九日	三百二十八個半	武州渡瀬原器械（細）	八百弗		仝	仝	仝
三十日	四百個	若州小濱製糸會社器械（細）	八百五十弗		一志十一片八分ノ七	二法五十巻	四十八弗五十仙

廿一日	二百十一個	羽前渡邊器械（細）	八百三十弗	二志	二法五十一巻	四十八弗七十五仙

〔備考〕二月の末より本月の初めに掛けて商況は漸次立直り歐洲向き細筋物は相應に取引出來せしも七八日の頃爲替相場の小戻りしたると連日雨天なりし等の故を以て一時は至りて薄商内なりしが中旬に入りては氣勢忽ち回復して頗る好況に保ち品によりては五七弗より乃至七弗位迄も高價の手合ありたり

◉問答

◎蠶病其他に就て質問

新潟縣　大日本蠶絲會員　山崎種城

(一)蠶の軟化病は蒸熱の害を受けて發すること多く濃蠶は濕害に原因すること多しと云ふ蒸熱及濕害は蠶躰の生理上如何なる變化によりて右の病因となるものなるや詳細なる學理を問ふ

(二)蠶兒四齡若くは五齡に至り軟化病となり躰軀甚だしく衰弱せしも未だ死せず白汁を漏して（口部其他の機關より分泌するに非ず躰軀軟化せしに由り桑枝等の爲め傷けられて白汁を發するもの）匍匐しあるとき其白汁の附着しある桑葉を他の健蠶が食するも傳染するの憂なきや

(三)濃蠶より發する濃汁の附着したる桑葉を他の健蠶が食するも傳染することなきや

(四)軟化病及濃蠶より發する白汁中には傳染性バクテリヤの存在するものなるや否や

(五)蠶兒の軟化病に罹りてタレコとなりたるときに於て清水に洗滌し能はざる蠶具又は蔟座の如く洗滌

し得るも乾燥容易ならざる鬱製の蠶具の如きは如何なる消毒法を行ふを可とするや

(六)會報第十八號に藤崎氏の質問に松永技藝委員の應答あり右質問の四項、五項は之を一二齡に適用して差支なきや若しありとせば一二齡中四項、五項の起りたる場合及室内濕氣過量なるときは之が防禦法は如何

(七)蠶兒就眠絶食中俄然氣候寒冷となり防塞せんとして火力を強くするときは鍬沙過乾の恐れありさりとて火力を弱くするときは數十時間を經るも脱皮し終らざることあり斯る場合に於ける取扱法は如何

答　　大日本蠶絲會技藝委員　松永伍作

(一)蒸熱甚だしき候に遭遇すれば軟化病を生ずることあるは醗酵せる桑葉を食し若くは高温度の場合に食桑速かならざるべからざる時なるに胃弱の蠶兒は其時に於て胃病即ち軟化病を發するが如し又濕潤甚だしき場合に濃蠶を生ずるは呼吸器及皮膚より水分を發散すること十分ならざるが故なるべし

(二)軟化病蠶の身躰より漏したる液汁の附着せし桑葉を健蠶に食せしむれば傳染すること甚だしきものなり

(三)濃蠶より生ずる濃汁の附着せし桑葉を健蠶に食せしむるも著るき傳染を見ざりき

(四)軟化病蠶の液汁には傳染性物質を含有するものゝ如し而して濃蠶より生じたる液汁は傳染するや否や未だ詳かならず

(五)軟化病に罹りたる養蠶に用ひたる蠶具を消毒するには硫黄を燻じて其瓦斯に感ぜしむれば幾分の効あるものゝ如し其法は十疊敷位の室を密閉し其内に蠶具を陳列して硫黄二百目位に木炭二十匁位を混和し燻じて凡そ二晝夜位室内に瓦斯を滿たし置き後ち放開するなり

(六)會報十八號の應答は蠶兒一二齡に起りし場合に行ふも差支なし又濕氣過度なるときは時々焚火を爲し防禦するを便法とするが如し

(七)就眠停食中乾燥に過ぐるときは火爐にて湯を沸騰せしめて蒸汽を發せしめ尚及ばざれば室内處々に水を置き若くは濡莚を敷く等の扱ひを爲すを宜しとす

◎蠶種及蠶兒に關する質問

千葉縣　大日本蠶絲會員　小林清藏

(一)蠶種の善惡及其有毒無毒を肉眼にて視別する方法如何

(二)蠶種貯藏季節は如何又嚴寒の候水に浴せしむることあり此法蠶種に適するや果して適するとせば何時間程浴せしむべきや

(三)蠶種催青法如何又貯卵器より出して日數幾何を經て發生するや

(四)空頭節蠶にして輕病なる者は成繭すと果して然るか

(五)起縮の原因如何

(六)上簇法中最も繭の光澤形狀を損ぜざる方法如何

(七)蠶の飼育温度の適順は華氏寒暖計に於て何度位とし又飼育に安全とするか

答　　大日本蠶絲會技藝委員　練木喜三

(一)蠶種善惡の鑑定法なきにあらず通例卵形正しく色澤齊一にして產布順を得附着堅固なるを上とす然

れども產地により種類により採種家其人の飼育及撰別の巧拙によりて差あり一概には判定し難し病氣の有無は顯微鏡の力を借るの外に術なし

(二)十一月以後非常の寒氣を催さば何時にても貯藏する方安全なり所謂寒水浸は汚物を除くの効あり汲置きの清水に二三時浸して能く洗除すべし

(三)貯藏器より取出して後ち次第に暖き處に移すなり若し火力を用ひんとならば毎日一度位つゝ次第に溫度を上すべし其發生に至る迄の日數は貯藏中の溫度如何に由りて異なれども大抵十日前後なり

(四)罹病の日淺くして且つ輕症なれば則ち成繭す

(五)微粒子、桑不足、蒸熱、濡桑、蒸桑等なり

(六)善く乾燥せる簇に少し入れ空氣の流通を滑かにして濕氣を避くべし

(七)六十度以上七十五度以下とす其低き程安全なり

●外報

◎佛國養蠶地面積

佛國養蠶地面積の件に付き在里昂帝國領事館事務代理書記生山田忠澄氏より昨年十二月二十日附を以て其筋へ左の如く報告ありたり

當國モンペリエ養蠶試驗所員ラッペルの著述に係る千八百八十二年より千八百九十一年に至る十年間佛國養蠶地面積の統計を按ずるに面積一エクタールに對する產出繭の量一基以下なる養蠶區の總面積は千八百八十二年百九十一萬五千百四十八エクタールなりしが千八百九十一年は降て百八十二萬四千九百四十一エクタールに減ぜり養蠶區面積の著しく減少せしは專ら產出額の多量なる地方にあり是れ即ち佛國に於ては一エクタールに對する繭の產出額は左表に示す如く減少の傾向あるを徵すべし

而積一エクタールに對する繭の產出額を一基乃至五基、六基乃至十基、十一基乃至十五基、十六基以上と四段に區分し十箇年間十五基まで年々の面積增減を表示すれば左の如し（表中エクタールを單位とす）

年次	一基乃至五基の產出地面積	六基乃至十基の產出地面積	十一基乃至十五基の產出地面積
一八八二	一、五四七、七七八	二八八、五六三	七八、八〇七
一八八三	一、五一一、三六六	二五二、九四六	二三、五八六
一八八四	一、四六五、八八四	一九九、五〇七	一三、〇一四
一八八五	一、三五一、九一九	一九〇、八四二	〃
一八八六	一、五二一、八一二	二五〇、六一七	六六、四七七
一八八七	一、三九一、七三七	三七〇、六二九	一一五、九三七
一八八八	一、三五五、一八一	四〇八、四六七	八五、三六五
一八八九	一、五三四、一三〇	二三三、七五四	二八、四〇一
一八九〇	一、四八七、六二六	二七九、五六六	二五、二〇二
一八九一	一、六四九、一二七	一七五、八一四	〃

一基乃至五基の產出地面積の最大最小を比するに其差凡そ百萬エクタールの上に於て三十萬エクタ

ール即ち百分の三十に止ると雖も六基以上産出地總面積は最大最小の差三十萬エクタール即ち十箇年間年々の面積平均數に達すべし要するに一エクタール毎に一基以下及一基乃至五基の蠶繭を産出すべき面積には差したる增減なしと雖も六基以上を産出する面積は著しき增減を示せり千八百九十一年に於ける六基以上の産出地總面積を千八百九十年分に比し減少を見るものは同年孵化に供したる蠶卵の少量なると一オンスに對する蠶繭收獲量の減じたるとに因るべし

一エクタールに對する蠶繭産出額の最も著しく減じたる地名を減度低品の順序に因り列記するに左の如し

サン、ザヤン、デュ、ガール	ヲルローダ
カヴイヨン	シュユメーンヌ
デュルフヒー	ヴサエンヌ

前記各養蠶地に於て一エクタールに對する産出繭の減量を見るものは一オンスに對する蠶繭收獲量割合の減少其原因の一なりとすアルゾン、オーブナ、レ、ワン、ワンサ及ウ井ザル郡の如きも亦一エクタールに對する繭の産出額著しき減少を示せり是は專ら一オンスに對する蠶繭收獲量割合の最も少量なるに因るべし一オンスに對する收獲量割合は最昂最低とも年々同一の縣下に之を徵すべし

前記十箇年間の統計に基き養蠶業の最も盛なる諸縣に對し養蠶郡區の平均數及一オンスに附き二十五基以下及五十基若くは五十基以上を收獲すべき郡區の百分比例平均數を列記するに左の如し

縣名	養蠶郡區の數	養蠶郡區百分の比例數二十五基以下	同上五十基若くは五十基以上
バース、アルプ	一七・一	二・一	七・六
アルデシュ	二六・五	三六・六	二六・六
ローヌ	一六・四	二九・八	一・二
コルス	二三・三	一・八	三一・七
ドローム	二八・〇	三三・二	〇・三
井ピール	二六・六	二一・九	五・二
ピレネー、オリ	二〇・八	〇・八	五五・一
ヤンタル	二四・二	二・四	二・八
ヴール	一九・一	二七・〇	一・五
ウオクリュズ			

縣名	養蠶郡區の數	養蠶郡區百分の比例數二十五基以下	同上五十基若くは五十基以上
ガーム	三七・三	一八・五	三・五

該表を見るに二十五基以下産出郡區の數は專らローヌ河近隣の諸縣に最も多く而して二十五基以下産出郡區の數量も少く且つ五十基若くは五十基以上の收獲は沿海の諸縣に在り

蠶繭收獲量割合の最も多きはピンテー、オリヤンタル縣なりとす該縣に於ける養蠶郡區百分の五十五は十箇年中孵化に供したる蠶卵一オンスに附き五十基若くは五十五基以上の收獲を得たり

◎土國蠶卵製出及販賣取締規則

土耳其國に於ける蠶卵製出及販賣取締規則に關し在里昂帝國領事館事務代理書記生山田忠澄氏より本年一月二十日附を以て其筋へ左の如く報告ありたり

昨年十月六日附の勅令を以て裁可せられたる土耳其政府發布の蠶卵製出及販賣取締規則を得たれば左に之を謄載して參考に資す

第一條　蠶卵の製出及販賣は帝國農學校若くはブルーズ專門學校に於て修學の證明書又は外國の學校に於て專門科修得の證明書を所有する者にあらざれば之を許さず但し外國の學校より交付の證明書はブルーズ專門學校の査證を要すべし

蠶卵製出の制禁は自己の使用に供するため蠶卵を製出する者には之を適用せずと雖も其蠶卵は檢微鏡の檢査を經たる旨を公債局の役員に證明するの義務を負ふべし

第二條　蠶卵製出の術に熟練の者はブルーズ專門學校試驗委員毎年の會期に當り產出及販賣免狀を得るため試驗を受くることを得べし

第三條　蠶卵の商賣を營む者は內外人を問はず總て販賣免狀を有すべし且つ又蠶卵三十グラムを一箱の定量と爲し販賣に附すべき蠶卵を數箱に容れ之を公債局の役員に差出すべし而て該局役員は蠶卵の外國產なると內國產とに依り異色の締紙を右箱に貼用すべし九月一日より二月々末に至る六箇月間は販賣免狀及締紙に對し一切の稅金を徵收せざるべし

第四條　前記條款に抵觸の者は單に公債局の請求に依り罰金土貨十リラー（一リラーは我四圓五十錢）を課し而して規則を犯し販賣せんとする所の商品は之を沒收すべし但し犯則者は裁判所に告訴するの權利なかるべし

再犯の場合に於ては二倍の罰金を課すべし罰金の收額は國庫及公債局に於て各〻其半額を受納すべきものとす

沒收の蠶卵は地方行政官吏及公債局役員を以て組織したる委員立會の上之を燒滅すべし

第五條　締紙を貼用せず沒收せられたる前記蠶卵箱又は免狀を有せざる者の製造に係る分に對しては罰金五弗を課すべし右罰金の半額は密賣告發者に交付し他の半額は公債局に收入すべし

第六條　免狀を有する者は會計年度の初に於て一箇年間取引の明細書を公債局の役員に差出すべし右明細書中事實を隱蔽するときは初回は懲戒に止るとも雖も再犯の場合には翌年に對し免狀の再願を差止むべし

第七條　內務大臣、礦林務大臣及農務大臣は各〻其權限に據り本規則の實行を掌るべし

●雜報

◎第三回大集會

我大日本蠶絲會にては豫て告知せし如く本月七日（第一土曜日）を以て赤阪區溜池町三會々堂に於て第三回大集會を開設せり此日は生憎前日來の雨天なりしにも拘はらず頗る盛會にして名譽會員を始めとし東京府下の各會員及西ヶ原蠶業試驗場在留の各地方會員は勿論京都神奈川埼玉群馬千葉茨城栃木三重靜岡山梨長野宮城福島山形等の諸府縣よりも來會し都合會員の參集者殆ど二百名許り此外に招待員各新聞社員傍聽者等を合すれば無慮二百五十餘名なり頃て定めの時刻に至るや岡幹事長は起ちて唯今より開會すべき旨を告げ夫より午前午後を通じて會員諸君の演述あり畢りて會議を開き評議員の半數改撰を爲し且幹事長より事務の要件を報告して閉會したるは午後七時頃なり當日は名譽會員子爵谷干城君にも一場の演說をさるゝ筈なりしに令夫人に恙ありて子爵には其看護として箱根の湯元に滯在中故に已むを得ず出席なかりしは極めて遺憾なりき又群馬縣の贊成會員佐藤國太郎君福島縣下の贊成會員菅野平右衛門の如きは聊か隔ることありて來會されざりしも各其演述すべき筆記を寄せられ長野縣の贊成會員藤本善右衛門君は特に電報を以て祝辭を贈られたり當日の演說は左の如し

蠶種に就て　通常會員　萩原　杢　衛君

沖繩土產　贊成會員　高橋信貞君
本年の養蠶に就て　贊成會員　下田伊左衛門君
各監獄署に於て養蠶するの可否如何　通常會員　藤島盈文君
蠶種の取締法に付き一言　通常會員　田中良太郎君
世界一般養蠶の將來　贊成會員　橋本重兵衛君
米國の絹業　贊成會員　農學士田原休之丞君
蠶絲家の精神　名譽會員　速水堅曹君
節溫煖爐の說明　通常會員　伊東忠三君
夏秋蠶の話　通常會員　河西大彌君
蠶業時事　贊成會員　練木喜三君

◎評議員の半數改撰及補缺

前項に記せる如く大集會の演說に續きて會議を開きしに岡幹事長は全會一致を以て推されて議長と爲り評議員の半數改撰を爲すべきに就ては先づ抽籤を以て留任者と退任者を定むべきの可否を問ひしに多數にて可決したれば直ちに抽籤を爲したるに留任者は星野長太郎、本多岩次郎、小畑岩次郎、菅野平右衛門、練木喜三、見玉實詮、佐々木忠次郎、佐藤國太郎、木村九藏、芝山宗太郎、下田伊左衛門の十一名にして退任者は八田達也、岡毅、岡野知莊、柿沼平吉、吉池慶正、高橋信貞、町田菊次郎、松永伍作、藤本善右衛門、御法川直三郎の十名なり然るに蠶木長氏の發言にて新に撰定すべき評議員は其撰定を留任者に委托すべきことを會員に謀りしに大多數を以て之に決し去る十九日日本橋區呉服町の事務所に於て右十名幷に補缺員四名合十四名の撰擧を行ひたるに八田達也、藤本善右衛門、町田菊次郎、岡毅、高橋信貞、松永伍作、柿沼平吉、田原休之丞、吉池慶正、橋本重兵衛、伊藤小左衛門、永島禮七、蠶木長、平野師應の十四名投票多數にて當撰せり因て來る二十八日西ヶ原蠶業試驗場内に於て午後第一時より評議員會を開き幹事の半數改撰を爲し且つ規則改正等を議する筈なり

◎養蠶教師

農商務省農務局西ヶ原蠶業試驗場に於て本年各地方の依頼に應じ養蠶教師を紹介したるもの左の如し

山形縣東村山郡豐田村養蠶傳習所　長野縣　青木濱之助
同縣西置賜郡々立養蠶傳習所　群馬縣　柿沼平吉
同縣同郡荒砥村養蠶傳習所　同縣　田島棟平
同縣飽海郡々立養蠶傳習所　愛媛縣　町田穰
岐阜縣池田郡々立養蠶傳習所　山梨縣　今井保一郎
新潟縣南蒲原郡養源社養蠶傳習所　群馬縣　小林蘆治
大坂府々立農學校養蠶實業助手　福島縣　佐藤七三郎
福井縣敦賀郡々立養蠶傳習所　鹿島縣　蠶木長
愛知縣渥美郡々立養蠶傳習所　福井縣　津田尙人
兵庫縣飾東郡養蠶傳習所　群馬縣　新井常吉
愛知縣八名郡養蠶巡回教師　山梨縣　川井菊次郎

島根縣養蠶傳習所　山梨縣　保阪　泰
山口縣萩養蠶傳習所　群馬縣　桑島留吉
茨城縣　鈴木貞太郎
福井縣　片山莊治
山梨縣　原　耕
同　縣　古屋　正
同　縣　清水義雄
同　縣　小野義太郎
同　縣　古屋彦太郎
埼玉縣　渡邊米吉
群馬縣　齋藤文作
東京府　町田治助
石川縣　庄田誠太郎
福島縣　高橋元助
佐賀縣　藤戸竹綱

廣島縣一市十一郡養蠶傳習所

青森縣技手

◎生絲と繭

養蠶前に當りて絲價上ぼり、新絲前に於て新繭の高きは實に舊來の實驗にして毎歳定例の者の如し製絲家は何時も是が爲めに失敗し市場も亦是が爲めに圓滑に始まらず本年の如きも昨年以來の絲況不振なりしに似ず今日に至り却て大に高摸樣なり若し此定規を以て推すときは豊又繭價を上ぼせずして止んや、上ぼして而して絲價高からずんば製絲家は何とする、予輩顧ふに百般の貨物其價の無暗に騰貴するものは實に買人の急るにあり、曾に賣人の慾のみに非ず殊に繭の如き農產物に於てをや賣人何ぞ其價を保つを知らん、四千萬圓の蠶絲には是れに相應する原料の仕入れを要す、其損益の關する所實に惟り製絲家のみに非ざるなり、具眼の士請ふ少しく這般の事に注目せよ、予輩は十分に此矯正の策あるを知る、物あれば價あり、價あり而して平準を得ざるものは天下稀有の品に非ざれば能はざるなり、況んや米穀に次ぐの生產物をやとは是れ横濱貿易新聞の論ずる所なり

◎里昂博覽會出品物

横濱同伸會社にては本月十五日より開設する佛國里昂萬國博覽會へ各製絲家の委托を受けて優等生絲四十餘種を出品せるが尙ほ本邦蠶絲業の狀況を示して歐洲人の注意を惹かんが爲め桑苗の仕立方及培養法、蠶種製造、痛毒檢査、蟻の揚卸し、蠶兒の眠起、上蔟、掻繭、撰繭、殺蛹、貯繭より器械幷に坐繰の製絲方、揚返場、檢絲場、捻絲場、荷造場等其他今昔に於ける機織の圖且つ二三の著名なる養蠶所、製絲所の眞景を畫きたる絹地の額面四十枚を調製して出品せしが右は速水堅曹氏の考案に由でたるものにて同氏は數月間畫工を自宅に招き親しく指示して畫かしめたるが故に一々眞に逼り人をして實地を目擊するの想ひあらしむと云ふ

◎福澤翁の擧國桑園談

福澤諭吉翁は其郷里豊前の中津に於て說を爲して曰く當中津地方は愚か豊前豊後全國の田畑を擧げて盡く桑園たらしむべし今我生絲の消費者好顧主たる亞米利加七十萬の人員中身に絹を纏ふもの幾人かある否未だ夢にだも見ざるもの多からん而して我絹織物の滑澤を以て之を彼毛織物の粗糙に比すれば取捨優劣固より同日の談にあらす華奢日に競ふの今日日本全國の絹を輸出するも恐らく亞米利加一國の需用を充たすこと能はざるべし此好望の事業を措て何時まで蠢然たるや若夫れ茶業に於ては競爭場裏或は失敗の憂ひ無しとせず何となれば世人の知る如く印度錫蘭の如きは年々六回の製茶期あればなり然れども地味適し氣候温に而して需用に窮せざる天下唯一の養蠶國としては國を擧つて桑園の設計に委すべきなりと

◎西陣撚絲組合

京都西陣織物の原料たる撚絲を營業とするものは目下八百餘戸ありて其紡錘五萬本職工三千餘人に及べり然るに此營業者間には年來の弊習あり例へば生絲を織屋より受取りて之を撚上るに屑絲ありしと唱へて百目の絲を八十五匁に減じ賃錢の外に十五匁を掠むるが如き又假令正直なるものにても僅の賃錢を以て生活を營む所謂其日暮しのものなれば若し盜難等に罹るときは賠償の力なく遂に織屋の損失に歸するが如きこと無きを保せず撚絲の爲め多額の生絲を貧家に預け置くことは不安心の極なりとて西陣の機業家は種々之が矯正策を考へつゝある際西陣撚絲會社及日本撚絲會社の如き數十萬の資本を以て不日設立せられんとす是等會社の起るときは三千餘人の職工は活路を失ふや必せりとて同業中の有志者は雇者被雇者の信用を厚くするの目的を以て西陣撚絲組合を設立せん爲め此程左の條項を申合せたりと云ふ

一西陣撚絲組合を組織すること　一共同團結の力を以て積年の弊習を洗除すること　一營業の秩序を整理し職工取締の爲め嚴重なる規約を設くること　一撚絲技術を研究し器械の改良を促し本業の進歩發達を計ること

◎殖ど符節を合すが如し

凡そ給桑の分量は蠶兒の種類に由りて加減するは勿論同類の蠶兒と雖も温度の高低温氣の多少に由り又各加減する所無かるべからず然れども蠶兒の發育に從ひ其分量に過不足なく給與することに注意せざれば蠶兒の發育桑葉の經濟共に其宜しきを得て養蠶の利を收むること能はず故に桑葉を經濟的に用ひて十分に蠶兒を成長せしめんとするには成るべく一回の給桑を少量づゝに爲し回數を多くすること如ざるなり何となれば蠶兒の桑葉を食するにも大抵定度のあるものにて從來の經驗に據るに凡そ温度七十一二度にして温氣適度なるときは桑を給するや直ちに食し始め頻に食する三四十分間にして止め暫く靜息して後運動を始め再び靜息するものなり斯の如くにして桑葉を食せざること凡そ五十分乃至一時間にして後又食に就き或は靜息若くは運動を始むるなるが如し（尤も温度低ければ食桑休食の時間共に長く温度高ければ之に反す）故に蠶兒は一回食事を爲すものゝ如くなれば三時間若くは四時間毎に給桑するを適度とす即ち一晝夜に六七回乃至八回位給桑して可ならん斯の如くすれば一回に給せし桑葉を蠶兒は二回に食し三回目に食慾を生じたるときは更に新鮮の桑葉を給する割合に當るなり此法に據るときは汚れたる桑葉を蠶兒に食せしむる等のことなきを以て自ら健全に生育し且つ少量づゝ

給與するを以て廢桑も亦甚だ少なきの益あり然るに人手を省かんが爲め一晝夜間僅に三四回に給桑するときは一時に多量を給せざるを得ず斯するときは蠶兒は多量の桑葉に覆はるゝを以て濕氣の爲め其發育遲緩なるのみならず一回の給桑を三四回食するも尙ほ多量の生桑殘り居るを以て其葉は蠶兒の糞尿の爲めに汚るゝも蠶兒は止むを得ず汚れたる桑葉を食し爲めに胃の消化を害し腐利病等を起し不測の失敗を招くは往々見る所なり若し幸にして甚だしき病害を見ざるも廢桑多きは不經濟は免れざるものなり云々是れ當業者の談話なりとて山梨日々新聞に記載しありしが本號論說欄内に掲げたる福島縣伊達郡掛田の養蠶飼袖家にして大日本蠶絲會賛成會員たる菅野平右衛門氏の所說と大に其意を同じうするものあれば爰に之を轉載す

◎紐育の同盟罷工其他の件

米國に於ける同盟罷工の熱度は益す烈しくして紐育及バタソンに至る迄リボンの織屋は悉く休業し僅に一二を殘すのみなれども是亦今にも閉場する事なるべし今其起因なりと云ふを聞くに昨年來商業不振の時に當り織屋は一般に職工の賃金を減減し時としては非常の低位に減殺したるを以て職工の困難言ふべからず今や殆ど糊口に窮し已むを得ず此擧に出でたるものにして彼の職工等は數度の會議を爲したる上にて一同以前の給料額に復せんことを要求するに決し又一方に於ては織屋も日々會議を開きたる末遂に一定の賃金表を製し不日之を職工に示して其承服すると否とを決せしめんことを議定し尙ほ又昨日の會議に於ては大資本の織屋は小なる織屋を助けて固く聯合するの約定を爲せりとの事なりされば愈よ右の賃金表を持出して敵味方の相對する場合とならば更に一層紛議の度合を進むるに至るべし斯る次第なるを以てリボン類は二週日餘り絶えて取引なく此紛議纏まらざる内は到底賣買なかるべし

日本絲は弱氣にて需用なし伊國絲は少しく手堅き方なれども亞細亞絲は爲替の下落に連れて氣配寸けは安模樣なり

昨今衣服地類は可なり好景氣の方なれども漸々職工不穩の氣味あれば是亦近々一悶着を釀すならん

以上三件横濱同伸會社へ最近着の米國通信なり

◎蠶業集談會

栃木縣にては去る三月二十七日より三日間縣會議事堂に於て蠶業集談會を開けり會長は參事官松本郁郎氏にして會員は七十餘名なり今其景況を略記せんに二十七日午前九時に開會し蠶種取締規則案の諮問を爲すや林眞太郎大橋代藏海老沼彌三永島禮七其他の諸氏は熱心に肺肝を吐露せしが結局同案に對し參考の爲め修正意見を提出すべしとの說又蠶種取締規則の病毒に就き意見を上申せんとの說出て其上申書起草の爲め委員五名を會長の指名にて撰出することに可決し會長は永島禮七海老沼彌三大橋代藏關根鍥次郎林眞太郎の五氏を指名せり次に修正意見に就ては其主說者林氏が修正提出することゝなり、翌二十八日林氏は修正意見書を逐條朗讀し各會員は之に向つて意見を述べ又病毒に就ての上申書は起業委員五名は更に同會員總代の名を以て上申せり次に蠶種檢査法傳習規則案に移り二三の修正ありて直ちに可決し夫より第四回内國勸業博覽會出品に關する規定の項に移りたるは已に五時三十分を過きたる頃なり然るに會議は二日間の豫定なるに右博覽會に關する件及其他重要の件にして未だ議に

附せざるものあるより本會の一致を以て開會延期のことを知事に上申せんとの建議説出て滿場一致を以て可決したるより一日を日延べすることゝ爲れり此日は佐藤知事にも臨會し會員一同に對して懇篤なる演説を爲せり、二十九日は前日の議事を引續きて爲せしに各員より意見百出の末博覽會開設更正の上申を爲さんとの説多數を占めて可決したるに由り起草委員に上申文の起草を托し次に蠶業組合の件に移りて議を開きたり而して海老沼彌三氏の提出に係る蠶業組合取締規則案は滿場一致を以て可決し直ちに上申するとなりたり、夫より實業上の件に移り本田廣吉氏は曩に同縣下に開かれたる一府六縣聯合共進會出品中繭審査の事に關し詳密なる談話を爲し且つ會員の質疑に對して一々明解を與へたり最後に東條農學士演壇に登りて土質對桑葉の問題に就て土質の粗惡なるは其害延て桑葉に及ぼし從つて蠶兒に害を與ふるが故に土質は改良を爲すこと第一なり云々と周到なる演述を爲し又蠶業に關して會員の質問に答へ終つて閉會を告げたり其修正議決したる諸規則案及上申書等は左の如し

○蠶種取締規則

第一條　此規則中蠶種とは春蠶製絲用種及越年すべき夏秋蠶種を云ふ　第二條　蠶種は此規則に據り檢査證印を受けたるものにあらざれば本縣内に於て實賣授受又は飼養するを得ず　但自家用製種と雖も本條を適用す　第三條　蠶種製造者は餘付を爲し又は左に掲ぐる繭を以て製造の用に供すべからず　一製絲用目的にて飼養したるもの　一各種固有の形鉢を失ひ大小不同のもの　一同功繭　一薄皮繭　一浮繭　一縮緬光毛したる繭　第四條　蠶種には產付前其原紙の裏面に種類名稱を記入すべし　第五條蠶種には檢査前其裏面に製造者の住所氏名を記入したる印章を押捺すべし　第六條　蠶種檢査所は各郡内便宜の地八ヶ所に設置す　第七條　蠶種檢査は毎年九月一日より始め十二月二十五日迄に了るものとす　第八條　蠶種の檢査を請はんとするものは左の書式の書を蠶種に添へ本人又は代人を以て檢査所に差出すべし

書式

製絲用種	蠶種の種類	枚數

右檢査の上御下渡相成度候也

年月日　　府縣何郡何町村住　氏名印

栃木縣某蠶種檢査所御中

第九條　蠶種は受付の順序に依り檢査す　第十條　蠶種の檢査は微粒子毒百分の五を超過せざるものを以て合格とす　第十一條　合格の蠶種には檢査證印を二個不合格の蠶種には廢棄證印五個を押捺す　但檢査證印の傍に檢査の證印を押さしむ　第十二條　本則第二條を犯したる者は二圓以上十圓以下の罰金に處す　第十三條　本則第三條第四條を犯したる者は五十錢以上一圓五十錢以下の科料に處す　第十四條　蠶種檢査證印を定むる左の如し

製絲用種檢査證印　栃木縣檢査所製絲用種檢査之證　縦一寸五分　横一寸八分　文字

廢棄證印　長方形　縦一寸四分　横七分　文字　廢棄之證

第十五條　各當業者に於て此規則の違背者を認むる時は告發することを得　附則　第十六條　明治十九年三月乙第二十五號布達蠶絲業組合準則は此規則施行の日より廢止す

○蠶種檢査法傳習規則

第一條　蠶種檢査法傳習は顯微鏡を使用して蠶種を檢査する方法を傳習する者とす　第二條　傳習所は一ヶ所に設置す　第三條　傳習の期限は三十日間とす　第四條　傳習生の定員は六十名とす顯微鏡を携帶するものは前項定員外と雖も入所を許すことあるべし　第五條　傳習生たるを得るものは現に本縣下に居住し年齡二十年以上四十年以下の男子に限る　第六條　傳習生は成るべく顯微鏡を携帶すべし　第七條　傳習の終りに於て試驗を行ひ合格したるものには習得證書を授與す　第八條　傳習所設置に要する費用は縣費に於て之を支辨し傳習生一身上の費用は自辨とす　第九條　傳習所の開始期日は別に告示す　第十條　傳習生たらんと欲する者は住所氏名年齡及顯微鏡携帶の有無を記したる願書を開始期日十日前町村役場を經て縣廳に差出すべし　第十一條　已に技

術の練習を爲したるものには檢査試驗を以て習得證書を授與することを得

○原種用蠶種檢査の義に付上申

今般本縣令第二十二號を以て蠶種取締規則御發布相成候然るに明治十九年農商務省令第九號及同調令第十四號を以て原種は普通檢査にして其病毒百分の五以内に御制限相成居候に就ては其病毒檢査を煩る歩合の權衡を失せるの感も有之且つ檢査規則に於ても甚だ不完全の廉少なからずと思考候間原種は總て格製製繭檢査となし更に本縣原種檢査規則御制定相成候樣被成下度此段蠶業集談會決議を以て上申候也

明治二十七年三月二十八日　　縣　知事宛

蠶業集談會長總代五名連署

議而一書を裁し知事閣下に呈す夫れ勸業博覽會なるものは實に國益の盛衰且つ民業を奬勵し國産の浸進を圖るに於て至大の功益あることを確信する所なり故に某等は第二回開設以來戮て農産物の出品をなせり而して明治二十八年を期し京都に開かるべき第四回内國勸業博覽會に際しても雖先以來從事する所蠶種繭生絲の類の出品し以て公明なる審査を仰ぎ又世人の博覽に供せんことを望み相奮つて之が準備に怠らざる也然るに其開設の期は依然として四月一日を以てするの條項なる見詮し四月に開設する第二回以來の慣例なるが如きも此季節たる暖氣漸く發し萬物皆動き且つ入梅に際するを以て溫氣自ら發し爲に生繭は徴氣を生ず生絲は赤色を帶び而して蠶種に至ては不時の發生に逢ひ其他米穀類の如きも更けて麴なるも又變色を施るものゝ如き又海産物の加き或は本質なる害し或は惡臭を起し又或は前形を變ず陶器類等を除くの外は凡ての品實に對して多少の害なき能はざることは某等が毎回是を熱祷する所の事例なり而して該季は都人若くは商家の觀覽倶なるべしと雖も地方一般農家に至ては農繁漸く繁忙に迫り會場附近の人士と雖も得て縱覽するに由なく往々開期を空過するに至る況んや遠隔の地方に在るも何の暇か能く之を縱覽するを得べき豈に遺憾ならずや想ふに博覽會の趣旨なる所主として國内の農産物及工藝品を蒐集陳列し之を衆庶の觀覽に供し且つ之が優劣を甄別して大に其發達振興を奬勵するに在り然るに開設の時季農繁繁忙の際に於て其効果を失はしめ又一方には農産物及工藝品に於ける進度を審査するに幾分の缺點なきを免れざらしめんとす果して然らんには出品者は爲に遺憾を永ふし縱覽者は其數を減ぜんこと必至の勢たり然るに民業國産を奬勵する所の本旨ならんや然らば則ち何れの時季に於て開設すべき耶某等以爲らく二月一日は實に適當の時季なりと雖も二月は殘雪漸く融け春氣日に迫り而して溫氣天地に滿つる時なり故を以て出品の諸種外來の害を被ることなくして蚕祭の書期を完ふすべく民家寒冱閑の時節にして農暦正月に際するあり地方我が農家の長閑なるとする所なり故に縱覽を望むもの千里を遠しとせざるべし爲に一舉兩全の好氣に投するの開設にあらずや要するに某等の切望する所のものは其開設の期四月一日を二月一日に更正せられんことに在り思ふに法令已に布かれ官民準備に汲々たるの今日に際し這般の事由を爲す或は時機を失するの感なき能はずと雖も此一舉にして行はるゝ得ば得り出品者の滿足のみならず實に勸業博覽會に於て眞個に國益を興へんとする趣旨に適順すべきことを疑はざるなり願くは閣下宜しく其筋に申禀し速に某等が風望を達せしめられんことを並に意見を冒瀆し謹而其申仕候旨謹言

（連署者海老沼彌三大橋代三永島禮七林太郎其他諸氏）

○蠶業組合取締規則（海老沼彌三氏建議可決案）

第一條　本縣内に於て蠶業に從事するものは本規則に依り組合に入るべし　第二條　蠶業に關する組合を分ち四種とす　一蠶卵種製造を業とするもの　二製絲用養蠶を爲すもの　三製絲業を爲すもの　四生繭の賣買を爲すもの　第三條　前條に依り組合を組織したるものは縣廳の承認を經べし　第四條　各組合は規則を制定し縣廳の承認を受くべし　但本縣令第二十二號規約に抵觸することを得ず　第五條組合の區域は他郡に渉ることを得ず　但人員及經濟上他郡に渉らざるべからざる事情ある時は此限にあらず　第六條　地方の狀況に依り同一の業に從事する者と雖も別に組合を組織することを得ず　第七條　縣廳は毎年一回以上各組合を召集し蠶業上に關する集談會を開設することを得べし　但本條の經費は蠶業奬勵費中より支辨す　第八條　各組合は其組合を稱すべし　第九條　本則各條に違犯したるものは五十錢以上一圓九十五錢以下の科料に處す　第十條　本規則は明治二十七年四月一日より實行す

◎檜原村大繭絲製造近況

大日本蠶絲會員　岡部彦左衛門氏報

我邦の物産にて第一位を占むる蠶絲の如きは日に月に改良進歩し其機械製たると坐繰製たるとに論なく之を十年以前に比すれば驚くべき精品を製出するに至りたると共に内國用に充る大繭絲（號名節絲）の製絲法就中大枠（ハタ）へ揚返しの如き意外に改良を加へ機業者の滿足を得ることゝなりたるは製絲家の名譽と謂はざるを得ず抑も予が居村（東京府下西多摩郡檜原村）は戸數七百有餘戸にして婦女子は十の八まで該業を營み就業日數三百餘日に渉れり、然るに去る明治十五年頃は其製造の粗雜なりしこと與

斗絲に劣るものゝ如く又揚返しに當り切斷せしも打付揚にして一回だも繋ぐことなく曲絲に束裝せしが機業者に於ては繰返の困難にも拘はらず細大なる製絲なるを以て不良なる品を織出すに至りたるより本村の節絲は聲價を墜せしこと名狀すべからざる有樣に立至りたるが爲め十八年中本村に住する絲繭商人五十名計り集會し改良を加ふべきことを議決し夫より工女の取締等に意を注ぎ他に賃繭を出すも小枠のまゝ引揚げ商家に於て之を大枠に揚返し切斷せしものは悉く繋付となし而して工女は製絲の良否絲量の多寡等を檢し良絲を製せし工女には賃錢外に金錢或は物品を給與し之に反する工女には賃錢を減じ或は絲挽を止めしめて賞勵懲罰を嚴にせしかば一昨々年の頃よりして完全無缺の物を製出し又機業者の便を圖り曲絲にては善惡を判定するに苦むが故に揚返造りとなし或は十綛を一捻とし或は大枠より放しのまゝとし表裡共見易きを主とし虛僞を爲さゞるよりして大に聲價を博し本村にて製出する大繭絲は他に比類なき優等品なりと機業者は讃言するに至れり之が賣先は府下にては八王子他の地方にては上州又は京都とす本村の如きは製絲家に於て工女を多人數雇入るゝことなく賃繭として他に出すを例とす其賃錢は壹釜に付き金壹錢とす

大日本蠶絲會員　宗廣文治氏報

◎稚蠶飼育場の設置

石川縣河北郡にては蠶業の發達を圖る爲め郡費を以て稚蠶飼育場十ヶ所設置の議を郡會へ提出したるに滿場一致を以て可決したるに由り全郡蠶絲業組合會に於て其箇所をば決定したり而して其方法は一ヶ所に一名の教師を置き二眠迄飼育して夫れより需求者の家へ分配し該教師をして收繭迄日々巡回監督せしむる都合なり

大日本蠶絲委員　野中善三郎氏報

◎第二回奈良蠶農會の概況

我壔玉縣矯羅郡奈良村に於ては本月(三月)二十日を以て第二回奈良蠶農會を開きしに午前十時頃已に三百餘名の會員及二百餘名の傍聽人參集せり斯くて大日本蠶絲會より派遣の技藝委員芝山宗太郎君第十一時に着せらるゝや之を別席に延き夫より午餐を終り午後一時參集の會員及傍聽人は各設けの席に着けり是に於て幹事長は開會を告ぐ續きて會員總代大日本蠶絲會員野中善三郎立て該會の經歷目的及第四回内國勸業博覽會へ出品の件を演述し且つ遠路來臨の勞を辱ふせし芝山君幷に郡吏諸君に對し謝辭を陳ぶ次に來賓中村大里外三郡長は會員の熱心を賞し併せて將來益々縣下の模範と爲るやう勉勵すべき旨を演說し午後二時より芝山君は二時間餘に渉りて蠶種の貯藏注意より催青及掃立の順序等を綿密に說話し尙は休憩後六時過迄農業に關する害蟲の發生原因及種類等備さに各國の例を引きて親切に講說されしかば大に聽衆をして感動せしめ其散會を告げたるは六時三十分なり此日午前は非常の大風なりしも午後には長閑なる天氣となりて頗る盛會なりき

大日本蠶絲會員　山内秀三郎氏報

◎愛知縣通信

愛知縣にては明治二十一年の頃よりして縣立の養蠶傳習所四ヶ所ありしが同二十四年より地方稅にて各郡に補助費を下附することゝなり是が爲め公私立の傳習所ある に至れり本年も亦縣會に於て補助費下附の件を可決したれば必ず傳習所の設立あるを見るべく當地方（三河國寶飯郡前芝村）の青市、柳田等の桑樹は已に芽に青みを生じ發芽の徵候を呈しつゝあれば思ふに四月十日前後には蠶卵の掃立を爲すことならん云々(三月二十日附)

◎各地の養蠶景況

本年の養蠶季は例年に比して多少早かるべしとは誰しも思惟する所なるが靜岡縣下伊豆國加茂郡三濱村勝田製絲場近傍の蠶兒は已に二眠を終り神奈川縣下相模國鎌倉郡にては最早大抵蠶種發生し又愛媛縣下伊豫國宇和島地方にても目下蠶兒發生揃立中なりとは是れ本月十二三日頃の景況なり

◎伊國の製絲及撚絲業

伊國の絲製業は近年大に進歩したることは著るき事實にして殺蛹爐を熱するに温氣を以て蒸汽に代用し繰釜を熱するに蒸汽を以て火氣に代へたるが如き器械的絲口取器具の應用は製絲用水の濾淨の如き絲口を取る前に熱湯を以て繭を浸す器具の應用、不斷絶の絲線を以て生絲の束製及絲枠の直徑を減じたるが如き其他職工の養成等孰れも改良の重なる者にして此外冬季防寒の具備空氣の流通等工場に於ける改良少からずと云ふ又撚絲業にては器械の運轉を起すに一箇の大蒸汽機關を以て數箇の小蒸汽機關に代へたるが如き絲枠、繪返し絲卷器械、絲類擦除器具及絲線を合せる器械等の構造の精巧、經緯線の撚製に舊式を捨て英式（直線形の鍵）又は佛式（隋圓形の鍵）新器械を應用し每鍵一分時間三千乃至五千回の速力を配付し（從來千乃至千五百回の處）以て工場の面積及蒸汽發動力を十分利用するに至りたるが如き孰れも輓近に於ける同業改良の要點なりと云ふ

◎桑樹萎縮病豫防試驗

三重縣蠶絲業組合に於ては昨廿六年聯合會の議決に依り桑樹萎縮病驅除の方法を研究せんが爲め賞金百圓を懸けて其方を募集せしが爾來十二通の答案を得たり依て去月中組合聯合會を開き右答案調査員六名を選擧し二年間實地に施して之が試驗を行ふことを議決せりと云ふ

◎湖北省の絹織物製造所

清國湖北省に於て江南諸省と同じく蠶業の利を興すの方針を執りしは最近十年間に在り而して今や同省產絲の東下する者年一年より盛大に赴き漢口は其輸出地と爲り小民の利賴する者多し然るに絲の產出鉅額に上るも此地に於て織製するに非ざれば未だ其利益を盡したる者と謂ふべからず依て昨年間同省城の蠶桑局內に機を立て綢緞を試製せしが其結果良好なりしを以て今回右の製造所を新設するの計畫あり清曆正月上旬曾道臺を總理委員と爲し部下の委員を江南に派し織機及職工を調集することに着手したり又同製造所は漢口牙釐局の左傍に新築する筈なりと云ふ

◎生皮苧の中より鉛出づ

過般横濱の小林商店より第九十番へ賣込し器械生皮苧は拜見の際多數の鉛片現はれたれば直ちに破談したりと云ふ外商の傲慢も憎むべしとは云へども問屋の注意も嚴重ならんことを希望すべきは勿論なるが斯る荷主の狡猾なる手段は憎みても尙ほ餘りあることにして我生絲貿易の爲め害を與ふること少小にあらざるなり

◎養蠶組合々同會

兵庫縣下に於ける養蠶組合々同會は三月二十六日を以て縣廳の諸問案に對する議事を開き左の數件を議決したりと云ふ

一蠶種檢査は縣の事業として此に對する諸費は地方稅を以て支辨する事　一檢査所は本縣國內に本部を置き各支部十二ヶ所を設利

の地に設くる事但各郡へは別目を定め出張檢査す　一檢査所本支部の理事は當業者中より任用する事　一蠶種受檢者より相當の檢査料を徴收する事　但自家用料の爲め製造する蠶種は檢査料を免除す

◎仙臺蠶絲製造所の設立

宮城縣仙臺市の蠶業者西方豐治外十四名の諸氏發起となり共同仙臺蠶種製造所を設立するに決し愈々其協議纏まりたる由にて埼玉縣の共進社より養蠶教師を傭聘することゝ爲し廣く傳習生を募集する筈なりと云ふ

◎養蠶の教授

長野縣南佐久郡小海村蠶桑堂蠶業指南所主油井正豊氏は來る六月一日より養蠶傳習生を募集し二十名を限り授業料及食料等を取めずして叮嚀に教授し又氏若くは生徒中の上達せしものゝ巡回教授及講話を希望する者あれば實費を請求し五月一日以前なれば何地へなりとも出張する由を本人より申越せり

◎歸京と出張

大日本蠶絲會幹事長岡毅氏は九州七縣及沖繩縣聯合共進會審査長として全幹事高橋信貞氏は全審査官として全技藝委員農學士農藝化學士押川則吉氏は該共進會視察の爲め沖繩縣へ出張中の處本月上旬歸京高橋氏は去る十一日更に京都府五品會に出張二十三日歸京大日本蠶絲會幹事松永伍作氏は埼玉縣入間郡堀兼村幷に水富村勸業會へ全技藝委員練木喜三氏は全縣北足立郡美谷本村へ各蠶業講話の爲め此程出張直ちに歸京又大日本蠶絲會技藝委員農學士渡部剛氏は宮城縣主催三縣共進會審査長として全全田原休之丞氏は全審査官として此程仙臺に出張せり

◎大日本蠶絲會員の加入

○通常會員

東京	千寵助二	全	上田省吾
全	島田卯三郎	全	安藤潛
全	大串庄吉	京都	戸田長治
全	山田勝太郎	大阪	向井外三郎
全	和田重吉	長崎	草野覺德
新潟	小村嘉一郎	全	櫻井高五郎
全	浮須市造	全	小林周平
埼玉	中島金吉	全	鈴木吉五郎
群馬	今井忠次郎	全	鹽原英三郎
全	小谷野貞吉	全	久保田松吉
栃木	伴幸四郎	全	阪本良郎
奈良	福田廣吉	全	駒田太市郎
全	西虎吉	愛知	伊藤忠次郎
靜岡	小野忠太郎	山梨	小俣仙太郎
全	藤島盈文	岐阜	吉村芳太郎
全	田村英二	全	田村庄藏
全	志達惟一郎	全	須貝忠次郎
全	江副四郎	全	安信周平
全	佐藤惣次郎	全	淺見平三郎
茨城	山本小一郎	全	濱名喜作
全	岡本芳男	全	吉田房之助
全	西川長次郎	全	關本保作
全	子安雅雄		

長野　田中良太郎　　全　北村鏡次郎　　全　平田六之助
宮城　千葉拾治　　全　佐藤壽三郎　　全　蒲谷新助
全　松井永三郎　　岩手　田邊庸治　　全　宮川潜藏
山形　高橋角造　　全　武田傳次郎　　全　船山圓助
全　細谷善助　　全　最上市助　　福井　中尾道祐
全　野村市藏　　全　西村蕃太郎　　石川　中野勘七
全　岡本外代男　　全　鹿瀧久義　　全　清水恭治
全　紙谷良朔　　富山　持田榮三郎
全　下森耕爾　　島根　手錢由太郎　　全　持田榮三郎
全　三木寅次郎　　岡山　小林幸次郎　　高知　茨木定興
全　吉良禎吉　　全　遠藤春正　　全　岩井正水
全　柳田治太郎　　福岡　藤崎信次郎　　全　松尾健十郎
全　仲野門平　　全　衣非觀　　大分　森奥武藏
全　田代襲蒙吉　　全　佐賀袋武辰　　全　石橋久三郎
全　牧友雄　　熊本　東千嶽　　全　平野勝衛
全　高橋源次郎　　全　古莊鶴藏　　宮崎　加藤金彌
全　樺山吉三　　全　山本祐安　　鹿島　汾陽光宏
全　伊勢安彦　　全　有馬良助

◎退會者

神奈川　井上定吉　　新潟　宮脇理平治　　埼玉　相島莊
福井　尾島庄治郎　　和歌山　吉村清一郎　　仝　西山豊三郎

◎綬褒章下賜

此程貿勵局に於て實業に精勵せし廉を以て綬褒章を下賜されたるものゝ内專ら蠶絲業に關係せるものは左の如し

福井縣福井市老松中町　小川喜三郎

夙に志を通商に勵まし力を殖産に竭し純白無垢の羽二重を海外に販路せんと欲し東奔西走屢々蹉跌に遇ふも屈撓せず百方叢策織匠を勸奬し或は絲料を突付し或は機械を貸與し資財を投じて惜む所なし是に於て機業漸く擴まり品質愈精し遂に外商の嗜好に適し產額月に加り輸出高に增す今日國絲織造の盛大に至りしは即ち率先誘導の力多きに居る洵に實業に精勵し衆民の模範とす仍て明治十四年十二月七日勅定の綬褒章を賜ひ其善行を表彰す

福井縣士族　行方正言

夙に心を樹產に注ぎ力を興業に致す淳小宿藩士族の漸く困弊するを憂ひ之が濟活を圖り有志を勸奬して養蠶製絲の業を城内に創め專で會社を組織し自ら業務を綜理し更に養蠶傳習所を設け教師を聘して生徒を養成し社運漸く振はんとするに際し偶然火を失して場屋器財貯蔵悉く烏有に歸し資本台の六七を耗す然れども毫も屈撓せず社員を督勵し工場の再興を計畫し蚕繭を發して恐慌製に改め刺苦錯研遂に精良の生絲を製出し大に海商の好評を博し販路月に擴り利潤益に加る益々進て羽二重機業を起し衣々さして溯らず隣近之に倣ふて製絲傷を起すもの多きに至りしは即ち率先誘導の效に職由せずんばあらず洵に實業に精勵し衆民の模範とす仍て明治十四年十二月七日勅定の綬褒章を賜ひ其善行を表彰す

◎寄贈品

客月下旬より本月中旬までに諸方より寄贈されたるものは左の如し

一蠶事報告第十號　　農商務省農務局

一株式會社實水調査表
一實水金五萬圓未滿會社綱割表
一大日本農會報告第百十五號
一國家經濟會報告第三十一回
一京都府農會報告第二十二號
一日本蠶業雜誌第七十號

農商務省商工局
仝　大日本農會
國家經濟會
京都府農會
日本蠶業雜誌社

◎栃木縣下の大降雪

去月の下旬より本月の初めに懸けては非常に温暖なりしに過る六日よりして日々雨天打續き時に或は寒氣を覺えて再び冬に逢へる心地さへしつる日ありて蠶業上の爲めに如何あらんかと竊に憂慮しつゝありしに其後晴天とはなりたれども氣候は兎角適順ならずして過ぎしに栃木縣に於ては二十一日に降霜あり二十四日に至り日光其他の諸山は一面に白雪を戴きたる由同縣より其筋へ左の如く報告ありたり時しも本會報は既に脱稿して印刷に附する際なりしが會員諸君への注意にもがなと愛心の餘り特に之を掲載す

昨二十三日曇天にして午後五時より降雨あり今朝に至るも未だ不止然るに日光、高原諸山は大降雪ありたり今朝午前六時室外寒暖計四十七度室内五十一度なり同七時に至り又西風起り桑園の狀況は前報する如く降霜後降雨の爲め幸ひに被害の難を免かるゝ事を得たり其他床播苗物も被害無之候且つ麻及び牛蒡等は已に發芽爲し生ひ立宜敷御座候此段不取敢御報告仕候云々

廣告三件

◎會員諸君より寄稿し或は通信せらるゝに往々封緘して附郵せらるゝより通常の書狀と看做され其量目二匁を過ぐるものあれば不足税を追徵され迷惑少からず然るに纒然たる原稿（毫も往復文を交へざるものを謂ふ）なれば帶封若くは披封とせば量目三十二匁までは郵税二錢即ち二錢郵便切手を貼用すれば配達和成候規則に付目今は御注意下され度若し原稿と同時に通牒を要せらるゝ件あらば別の手紙又は端書にて御照會下さるべく候

◎原稿には別に制限無きが爲め區々（紙の如きは和紙を以てし或は洋紙を以てし又其文字は毛筆を以て書するあり鉛筆を以て記するある等）に渉り編纂上不便少からず候間自今は判紙若くは美濃紙を以てして十行二十字詰十三行二十四字詰等成べく計算に便なるやう御記載下され度候尤も印刷物を以てせらるゝは此限にあらず

◎甘て廣告文掲載方御依頼相成候諸君の内數度其代價を請求するも御辨償相成ざる向之あり整理上差支少からず候間會報上に明記して報告する事も之あるべきに付豫め御斷に及置候

大日本蠶絲會

生徒本塾撰張の爲め肩書の所に轉居候間此段辱知諸君へ敬告仕候　北海道石狩國空知郡石川開拓團　大日本蠶絲會員　吉田大力

練木喜三先生講述
◎養蠶改良法　第二版　郵税共
非常の寄評にて發兌後賣切の爲今般第二版成る
東京麻布西町十四番地　日本蠶業雜誌社

佐野瑛著

蠶體彙史

和本四百餘頁　正價金一圓四十五錢　豫約金八十錢　豫約期限來ル五月二十五日限リ

本書ハ著者ガ去ル明治十九年ニ調査ノ稿ヲ起シ辛酸九年今日ヲ以テ漸ク其業ヲ終フルニ至レリ本邦從來ノ蠶種三百有餘種ノ起原沿革ヲ明カニシ參照書目一百餘種ノ多キヲ渉獵シ二百有餘ノ通牒ヲ攝酌シ起說確實其繭質審査ノ如キハ博覽會品評會共進會及各地蠶絲業組合所ノ報告ニ依リ並ニ佛國米國ノ生絲所ノ査定ニ係ル成績ヲ上ゲ又本邦西ケ原農務局蠶業試驗場ノ繭質試驗ノ成績ヲ引證シ毫モ著者ガ臆說私評ヲ附シタルモノニ非ズ且ツ一組合一會社ノ法人組織ノ者ガ改良撰拔シタル種類ノ如キ改良ノ方針沿革ヲ示シテ當業者諸君ノ種類撰擇ニ便ニスルニアリ殊ニ本邦黃繭種即チ青白屬ノ如キ本邦ニ於タル評價ト海外ニ於クル市場ノ光景トヲ詳論シタル如キ餘ス所ナシ現今各地有名ナル同業者及農務局ノ有名ナル諸氏顧問トナリ以テ本書ノ編成ヲ見ルニ至レルナリ苟モ本邦ニ於テ其國ヲ愛シ其業ヲ進メントト欲スルノ士虛右一日モ缺ク可カラザルノ良書ニシテ生絲原料製作上ノ羅針盤トナリ當業者ノ多種ニ迷フノ困難ヲ救濟スルヲ以テ本書ノ方針ト定メタルナリ郵券四錢ヲ以テ見本ヲ進呈スベシ豫約期限來ル五月二十五日限リ送金ノ順序ニ依リ送本ス

特例ヲ設ケテ三月二十一日ヨリ四月二十五日マデニ左ノ條件ニ叶ヒタル材料寄送ノ方ヘハ本書ヲ無代價ニテ進呈ス

○某蠶種ノ起原沿革及發見者ノ氏名　○當項ニ記シタル蠶種ノ特性　○繭質ノ良否　○其他蠶業上有益ナル書籍ヲ寄送セラルヽ者

本書ノ卷末ニ廣告ヲ望マルヽ諸君ヘハ一頁全面金一圓八十錢ニテ御需望ニ應ズベシ

豫約申込所　靜岡縣富士郡上野村精進川　佐野武勇